



事 務 連 絡

平成30年3月28日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長

確定拠出年金法Q&Aの改定について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）の一部、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成29年政令第292号）、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成29年厚生労働省令第134号）及び確定拠出年金法施行令第十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する国際標準化機構の規格（平成29年厚生労働省告示第360号）が平成30年5月1日より施行され、確定拠出年金における運用の改善、中小企業向けの対策等の措置が講ぜられることとなる。

これに伴い、厚生労働省ホームページに掲載されている「確定拠出年金Q&A」について、別紙のとおり一部を改定し、平成30年5月1日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金Q & A 新旧対照表

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
20	〃	高齢の従業員には確定拠出年金の導入のメリットが少ないと思われるが、この点についてはどのように考えるか。	一定の資格として50歳という年齢を <u>法令解釈通知</u> で挙げたのもそのため。メリット・デメリットも考慮の上、労使で導入を検討する必要がある。	法3条3項6号 <u>法令解釈通知</u> 第1-1	20	〃	高齢の従業員には確定拠出年金の導入のメリットが少ないと思われるが、この点についてはどのように考えるか。	一定の資格として50歳という年齢を <u>通達</u> で挙げたのもそのため。メリット・デメリットも考慮の上、労使で導入を検討する必要がある。	法3条3項6号 <u>通達</u> 第1-1
25	〃	内勤社員については退職一時金制度があるが、歩合制の外勤社員については退職一時金制度がないという企業が、内勤社員の退職一時金をDCに移行し内勤社員のみDCを実施する場合には、当該外勤社員に対して他の制度による代替措置が講じられていなくとも不当差別にはあたらないと解してよいか。	不当差別にあたる。基本的には外勤社員に対しても代替措置が必要。	法3条3項6号 <u>法令解釈通知</u> 第1-1 承認基準通知別紙1の別紙	25	〃	内勤社員については退職一時金制度があるが、歩合制の外勤社員については退職一時金制度がないという企業が、内勤社員の退職一時金をDCに移行し内勤社員のみDCを実施する場合には、当該外勤社員に対して他の制度による代替措置が講じられていなくとも不当差別にはあたらないと解してよいか。	不当差別にあたる。基本的には外勤社員に対しても代替措置が必要。	法3条3項6号 <u>通達</u> 第1-1 承認基準通知別紙1の別紙
26	〃	DC制度の導入時において、一定の勤続年数未満の者に対してはDCを、当該勤続年数以上の者についてはDCと退職一時金との選択制を認めるということはいいか。	よい。	法3条3項6号 <u>法令解釈通知</u> 第1-1	26	〃	DC制度の導入時において、一定の勤続年数未満の者に対してはDCを、当該勤続年数以上の者についてはDCと退職一時金との選択制を認めるということはいいか。	よい。	法3条3項6号 <u>通達</u> 第1-1
31	〃	<u>法令解釈通知</u> のうち「事業主掛金の拠出に代わる相当な措置」とはどのようなも	「概ね同額」といった金銭を指す趣旨であり、カフェテリアプランをはじめとす	〃	31	〃	<u>法令解釈通達</u> のうち「事業主掛金の拠出に代わる相当な措置」とはどのようなも	「概ね同額」といった金銭を指す趣旨であり、カフェテリアプランをはじめとす	〃

新				旧					
		のを指すのか。	る別の措置を指すものではない。			のを指すのか。	る別の措置を指すものではない。		
33	規約記載事項 (一定の資格(職種))	総合職・一般職のように就業規則が同一で退職金・給与体系が異なる職種のうちの一部の職種についてのみDCを導入することができるのか。	可能。	法3条3項6号 <u>法令解釈通知</u> 第1-	33	規約記載事項 (一定の資格(職種))	総合職・一般職のように就業規則が同一で退職金・給与体系が異なる職種のうちの一部の職種についてのみDCを導入することができるのか。	可能。	法3条3項6号 <u>通達</u> 第1-1 (1)
		この場合、既に他方の職種について退職金等の措置が講じられ、かつ、DCの導入が既存の年金制度の給付減額若しくは廃止によるものであれば、その措置の総額については変動がないことから、他方の職種については、代替措置は不要という理解でよいか。	この場合、代替措置は不要。(全体の労使合意は必要。)	1 (1) ①、 <u>(2)</u>			この場合、既に他方の職種について退職金等の措置が講じられ、かつ、DCの導入が既存の年金制度の給付減額若しくは廃止によるものであれば、その措置の総額については変動がないことから、他方の職種については、代替措置は不要という理解でよいか。	この場合、代替措置は不要。(全体の労使合意は必要。)	①
37	〃	<u>承認基準通知</u> では「労働条件が著しく異なっている者」に対しては代替措置を講じなくてもいいとされているが、基準はあるのか。	労働条件が著しく異なっているか否かの判断は、客観的に判断でき、かつ合理的である必要があることから、給与規程、就業規則、雇用形態、退職金の適用の有無等を基準に個別に判断する必要がある。 なお、 <u>承認基準通知</u> においては、「嘱託、臨時雇員(いわゆるパート職員を含む。)」としているが、これらは、例示として示したものであり、単に職種の名称	〃	37	〃	<u>承認基準(課長通知)</u> では「労働条件が著しく異なっている者」に対しては代替措置を講じなくてもいいとされているが、基準はあるのか。	労働条件が著しく異なっているか否かの判断は、客観的に判断でき、かつ合理的である必要があることから、給与規程、就業規則、雇用形態、退職金の適用の有無等を基準に個別に判断する必要がある。 なお、 <u>承認基準(課長通知)</u> においては、「嘱託、臨時雇員(いわゆるパート職員を含む。)」としているが、これらは、例示として示したものであり、単に職種の名	〃

新				旧					
			だけで判断するのではなく、上記を基準として「労働条件が著しく異なっている者」か否かを判断する必要がある。				称だけで判断するのではなく、上記を基準として「労働条件が著しく異なっている者」か否かを判断する必要がある。		
38	規約記載事項 (一定の資格(勤続期間))	「一定の勤続期間」を加入資格とした場合、 (1)代替措置を講ずる限りにおいて、この一定の勤続期間の設定は何年であってもよいか。 (2)非加入者への代替措置として、退職手当金の「適用対象者(受給資格は関係なし)」としての資格があればよいか。 (3)加入資格を入社即とし、ベスティングルールにより勤続3年未満退職者の資産を事業主返還とした場合、職種等により加入しないとされた従業員の3年未満勤続者へは代替措置を講じないとする方が公平と考えるが妥当か。	(1)よい。 (2)DCに加入したとした場合における相当の給付が必要。 (3)職種等により加入しないとされた従業員に対して代替措置を設けた上で、事業主返還の期間について、規約で代替措置が停止となる条件として事業主返還と均衡する事由(例えば懲戒解雇等)を定めることは可能。	法3条3項6号 法令解釈 第1-1(1) ②、 (2)	38	規約記載事項 (一定の資格(勤続期間))	「一定の勤続期間」を加入資格とした場合、 (1)代替措置を講ずる限りにおいて、この一定の勤続期間の設定は何年であってもよいか。 (2)非加入者への代替措置として、退職手当金の「適用対象者(受給資格は関係なし)」としての資格があればよいか。 (3)加入資格を入社即とし、ベスティングルールにより勤続3年未満退職者の資産を事業主返還とした場合、職種等により加入しないとされた従業員の3年未満勤続者へは代替措置を講じないとする方が公平と考えるが妥当か。	(1)よい。 (2)DCに加入したとした場合における相当の給付が必要。 (3)職種等により加入しないとされた従業員に対して代替措置を設けた上で、事業主返還の期間について、規約で代替措置が停止となる条件として事業主返還と均衡する事由(例えば懲戒解雇等)を定めることは可能。	法3条3項6号 通達第1-1(1) ②
42-1	〃	試用期間中とは、何か月を指すのか。	就業規則等に定められた根拠のある期間。	〃	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	
43	規約記載事項 (一定の資格(年齢))	「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合、50歳未満の一定の年齢による加入者資格の限定はできない	一定の年齢以上を加入者資格の要件にすることは、合理的な理由があるとは考えられないことから、基本的	法3条3項6号 法令解	43	規約記載事項 (一定の資格(年齢))	「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合、50歳未満の一定の年齢による加入者資格の限定はできない	一定の年齢以上を加入者資格の要件にすることは、合理的な理由があるとは考えられないことから、基本的	法3条3項6号 通達第

新				旧					
		のか。 また、一定の年齢以上の者のみを選択制とすることはできるのか。	には認められない。ただし、企業型年金の開始時や企業型年金開始後の入社日時点到50歳以上の者に限り、DCに加入できない又は選択制とするという取扱いを可能としている。	<u>積通知</u> 第1-1(1) ③		のか。 また、一定の年齢以上の者のみを選択制とすることはできるのか。	には認められない。ただし、企業型年金の開始時や企業型年金開始後の入社日時点到50歳以上の者に限り、DCに加入できない又は選択制とするという取扱いを可能としている。	1-1 (1) ③	
45	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	45	<u>〃</u>	<u>試用期間中とは、何ヶ月を指すのか。</u>	<u>就業規則等に定められた根拠のある期間。</u>	<u>〃</u>
46	規約記載事項 (一定の資格 (希望))	企業型年金への加入を希望する者は、あらかじめ定められた加入タイミングに合わせて随時加入できるが、一旦加入した後に企業型年金をやめて退職一時金制度等へ戻ることはできるか。	退職一時金制度等へ戻ることはできない。	法3条3項6号 <u>法令解釈通知</u> 第1-1(1) ④	46	規約記載事項 (一定の資格 (希望))	企業型年金への加入を希望する者は、あらかじめ定められた加入タイミングに合わせて随時加入できるが、一旦加入した後に企業型年金をやめて退職一時金制度等へ戻ることはできるか。	退職一時金制度等へ戻ることはできない。	法3条3項6号 <u>通達</u> 第1-1(1) ④
48	規約記載事項 (一定の資格 (代替措置))	企業型年金に加入を希望しない従業員に対して、事業主掛金に代わる相当な措置として、退職金の前払いを行う場合に、掛金と同等の金額の前払い金は、前払い金に係る所得税を控除後に同等となるように支給する必要があるか。	あえてそこまでする必要はない。	法3条3項6号 <u>法令解釈通知</u> 第1-1(2)	48	規約記載事項 (一定の資格 (代替措置))	企業型年金に加入を希望しない従業員に対して、事業主掛金に代わる相当な措置として、退職金の前払いを行う場合に、掛金と同等の金額の前払い金は、前払い金に係る所得税を控除後に同等となるように支給する必要があるか。	あえてそこまでする必要はない。	法3条3項6号 <u>通達</u> 第1-1(2)
<u>48-1</u>	<u>〃</u>	<u>合併等の事業再編に伴い退職金共済から企業型DCに資産を移換する場合において、同一事業所内に企業型DC加入者の従業員と企業型DC未加入の被共済者の</u>	<u>退職金共済は企業型DCの代替制度として認められる。</u>	<u>〃</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
		<u>従業員とが併存することは認められるか。</u>							
50-3	〃	連合型や総合型の規約の場合、実施事業所ごとに別表(別紙)にて異なる資格喪失年齢を定めることは可能か。	可能。	〃	50-3	〃	連合型や総合型の規約の場合、実施事業所ごとに別表(別紙)にて異なる資格喪失年齢を定めることは可能か。	可能。	法3条3項6の2号 <u>通達第1-1(1)</u>
51	規約記載事項 (事業主掛金)	労使間での協議の結果、勤続年数、年齢または資格等に応じて「額」や「率」に一定の格差を設けることについて合意がなされ、企業型年金規約に規定することができれば、その「額」または「率」は恣意性が排除されているとみなし、法令上問題ないと解してよいか。	「額」や「率」に格差を設けるのは不可。ただし、就業規則、退職金規程等で定められた給与などを基準給与とすることは可能。 <u>なお、簡易企業型年金においては、定額のみとする。</u> <u>(以下同じ)</u>	法3条3項7号	51	規約記載事項 (事業主掛金)	労使間での協議の結果、勤続年数、年齢または資格等に応じて「額」や「率」に一定の格差を設けることについて合意がなされ、企業型年金規約に規定することができれば、その「額」または「率」は恣意性が排除されているとみなし、法令上問題ないと解してよいか。	「額」や「率」に格差を設けるのは不可。ただし、就業規則、退職金規程等で定められた給与などを基準給与とすることは可能。	法3条3項7号
53	〃	業種横断の基金等を解散してDCに移行する場合等の規約事項で、もともと掛金率の設定方法は各社まちまちであることから、各社別にDC専用の基準給与制度として設けたものに対して一定率を乗じたものを掛金とする方法で差し支えないか。	よい。	法3条3項7号 <u>法令解釈通知第1-2</u>	53	〃	業種横断の基金等を解散してDCに移行する場合等の規約事項で、もともと掛金率の設定方法は各社まちまちであることから、各社別にDC専用の基準給与制度として設けたものに対して一定率を乗じたものを掛金とする方法で差し支えないか。	よい。	法3条3項7号 <u>通達第1-2</u>
57	〃	ポイント制により算出した給与では、水準格差に何らかの制約は設けられるの	存続厚生年金基金、確定給付企業年金で認められているものは可。※No55参照	法3条3項7号	57	〃	ポイント制により算出した給与では、水準格差に何らかの制約は設けられるの	存続厚生年金基金、確定給付企業年金で認められているものは可。※No55参照	法3条3項7号

新				旧				
		か。		<u>法令解</u> <u>釈通知</u> 第 1 - 2 (2) ①		か。		<u>通達第</u> 1 - 2 (2) ①
58	〃	退職金規程に定める給与（ポイント制を含む。）に一定率を乗じて算定される掛金の場合で、一定時期にその金額が拠出限度額を超過してしまうようなケースでは、その拠出限度額を拠出しつづけるという制度設計は認められるか。	規約で定めれば可能。	法 3 条 3 項 7 号 <u>法令解</u> <u>釈通知</u> 第 1 - 2 (2)	58	〃	退職金規程に定める給与（ポイント制を含む。）に一定率を乗じて算定される掛金の場合で、一定時期にその金額が拠出限度額を超過してしまうようなケースでは、その拠出限度額を拠出しつづけるという制度設計は認められるか。	規約で定めれば可能。 法 3 条 3 項 7 号 <u>通達第</u> 1 - 2 (2)
70- 1	〃	1 2 月から翌年 1 1 月の間の途中で退職（資格喪失）した場合に事業主掛金を 0 円とする制度設計は可能か。	不可。加入者資格を喪失した場合は、喪失月の前月までの未拠出期間及び年間の事業主掛金の額を考慮し、不当に差別的でない掛金額を拠出する取扱いとしなければならない。	法 3 条 3 項 7 号 <u>法令解</u> <u>釈通知</u> 第 1 - <u>2</u> (7)	70- 1	〃	1 2 月から翌年 1 1 月の間の途中で退職（資格喪失）した場合に事業主掛金を 0 円とする制度設計は可能か。	不可。加入者資格を喪失した場合は、喪失月の前月までの未拠出期間及び年間の事業主掛金の額を考慮し、不当に差別的でない掛金額を拠出する取扱いとしなければならない。 法 3 条 3 項 7 号 <u>通達第</u> 1 - <u>3</u> (7)
71- 1	規約記載事項（企業年金加入者掛金）	「額」ではなく、給与の一定率といった「率」を複数設定することは可能か？例えば、①事業主掛金×N%、②算定基礎給与×N%	定率は不可。定額のみ。	法 3 条 3 項 7 号の 2 <u>法令解</u> <u>釈通知</u> 第 1 - <u>3</u> (3)	71- 1	規約記載事項（企業年金加入者掛金）	「額」ではなく、給与の一定率といった「率」を複数設定することは可能か？例えば、①事業主掛金×N%、②算定基礎給与×N%	定率は不可。定額のみ。 法 3 条 3 項 7 号の 2 <u>通達第</u> 1 - 3 (2)
71- 2	〃	企業型掛金拠出単位期間に係る額として 2 種類のみを選択肢を設定することは可能か。	可。ただし 0（ゼロ）円は選択肢に含まない。	〃	71- 2	<u>規約記載事</u> <u>項（企業年金</u> <u>加入者掛金）</u>	企業型掛金拠出単位期間に係る額として 2 種類のみを選択肢を設定することは可能か。	可。ただし 0（ゼロ）円は 選択肢に含まない。 法 3 条 <u>3 項 7</u> <u>号の 2</u> <u>通達第</u>

新					旧				
									1-3 (3)
71-3	〃	事業主掛金が定額の場合で「事業主掛金額と同額」のみ設定することは可能か。	不可。拠出できる選択肢を複数用意する必要がある。 <u>ただし、簡易企業型年金においては、拠出できる選択肢を1つとすることも可。</u>	〃	71-3	〃	事業主掛金が定額の場合で「事業主掛金額と同額」のみ設定することは可能か。	不可。拠出できる選択肢を複数用意する必要がある。	<u>法3条3項7号の2</u> <u>通達第1-3</u> <u>(2)</u>
71-4	〃	「複数の具体的な額」とあるが、複数設定したとしても、個人単位でみれば、限度額との関係で実態として一つの選択肢しかない場合や一つの選択肢も選べない場合も「複数」と見做してよいか。	可。限度額との関係で個人単位ではそもそも加入者掛金を拠出できない場合もあり、本件もやむを得ないものと思料。	〃	71-4	〃	「複数の具体的な額」とあるが、複数設定したとしても、個人単位でみれば、限度額との関係で実態として一つの選択肢しかない場合や一つの選択肢も選べない場合も「複数」と見做してよいか。	可。限度額との関係で個人単位ではそもそも加入者掛金を拠出できない場合もあり、本件もやむを得ないものと思料。	<u>法3条3項7号の2</u> <u>通達第1-3</u> <u>(2)</u>
71-5	〃	マッチング拠出をする場合、事業主掛金の額と加入者掛金の額の比較はいつの時点で行うのか。	加入者掛金の拠出ごとに、企業型掛金拠出単位期間内でそれまでに拠出してきた加入者掛金の累積総額が、当該期間内でそれまでに拠出してきた事業主掛金の累積総額を超えないかどうか比較する。	<u>法3条3項7号の2</u> <u>法令解釈通知第1-3</u> <u>(5)</u>	71-5	〃	マッチング拠出をする場合、事業主掛金の額と加入者掛金の額の比較はいつの時点で行うのか。	加入者掛金の拠出ごとに、企業型掛金拠出単位期間内でそれまでに拠出してきた加入者掛金の累積総額が、当該期間内でそれまでに拠出してきた事業主掛金の累積総額を超えないかどうか比較する。	<u>法3条3項7号の2</u> <u>通達第1-3</u> <u>(5)</u>
71-5-1	〃	加入者掛金額は、企業型掛金拠出単位期間の全拠出区分期間につき指定する必要があるか。	必要がある。一部の拠出区分期間において加入者掛金を拠出しない場合は、当該拠出区分期間の額を0円と指定することもできる。。	〃	71-5-1	〃	加入者掛金額は、企業型掛金拠出単位期間の全拠出区分期間につき指定する必要があるか。	必要がある。一部の拠出区分期間において加入者掛金を拠出しない場合は、当該拠出区分期間の額を0円と指定することもできる。。	<u>法3条3項7号の2</u> <u>通達第1-3</u> <u>(5)</u>
71-6	〃	①加入者掛金を、(1)令第6条第5号イに該当する場	①変更は可能であり、当該金額が規約に定めた掛金の	<u>法3条3項7</u>	71-6	〃	①加入者掛金を、(1)令第6条第5号イに該当する場	①変更は可能であり、当該金額が規約に定めた掛金の	<u>法3条3項7</u>

新				旧			
	<p>合は、加入者掛金は事業主掛金と同額にする、(2) 規則第4条の2第1号に該当する場合は、加入者掛金は令第11条又は第11条の2に定める拠出限度額から事業主掛金を控除したものとする旨を予め規約に定めておけば、事業主は加入者からの変更指図なく当該金額に変更することは可か。</p> <p>(当該金額は規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ないか?)</p> <p>加入者掛金は令第11条又は第11条の2に定める拠出限度額から事業主掛金を控除した額を超えない加入者掛金選択肢のうち、加入者が選択した額とすることは可能か。</p> <p>②事業主掛金の額が引き下げられることにより、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように規約において自動的に加入者掛金の額を変更する場合、翌企業型掛金拠出単位期間では引き下げられた額が適用され、元の届出した加入者掛金の額に戻すには企業型掛金拠出単位期間につき1回</p>	<p>選択肢とは異なるものとなるが問題ない。</p> <p>②規約に定めることにより、自動的に引き下げた加入者掛金額を翌拠出単位期間の同区分期間に適用することは可能。この場合、元の届出した加入者掛金の額に戻すには企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更にカウントされる。</p> <p>また、事業主掛金の額が引き上げられたことにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超えることとなる場合も同様の取扱いになる。</p>	<p>号の2 <u>法令解釈通知</u> 第1-3(6)</p>		<p>合は、加入者掛金は事業主掛金と同額にする、(2) 規則第4条の2第1号に該当する場合は、加入者掛金は令第11条又は第11条の2に定める拠出限度額から事業主掛金を控除したものとする、旨を予め規約に定めておけば、事業主は加入者からの変更指図なく当該金額に変更することは可か。(当該金額は規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ないか?)</p> <p>加入者掛金は令第11条又は第11条の2に定める拠出限度額から事業主掛金を控除した額を超えない加入者掛金選択肢のうち、加入者が選択した額とすることは可能か。</p> <p>②事業主掛金の額が引き下げられることにより、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように規約において自動的に加入者掛金の額を変更する場合、翌企業型掛金拠出単位期間では引き下げられた額が適用され、元の届出した加入者掛金の額に戻すには企業型掛</p>	<p>選択肢とは異なるものとなるが問題ない。</p> <p>②規約に定めることにより、自動的に引き下げた加入者掛金額を翌拠出単位期間の同区分期間に適用することは可能。この場合、元の届出した加入者掛金の額に戻すには企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更にカウントされる。</p> <p>また、事業主掛金の額が引き上げられたことにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超えることとなる場合も同様の取扱いになる。</p>	<p>号の2 <u>通達第</u> 1-3 (6)</p>

新					旧				
		の変更にかウントされるのか。					金拠出単位期間につき1回の 変更にかウントされるのか。		
71-7	〃	前払い退職金（給与支払）とDCの事業主掛金が選択制の場合、加入者拠出できる額や変更の取扱いについて違いはあるのか。	加入者掛金について、選択制であるか否かによって取扱いに違いはない。	法19条4項令6条4号	71-7	〃	前払い退職金（給与支払）とDCの事業主掛金が選択制の場合、加入者拠出できる額や変更の取扱いについて違いはあるのか。	加入者掛金について、選択制であるか否かによって取扱いに違いはない。	法19条4項令6条5号
71-7-1	〃	規則第4条の2第3号及び同条第4号における「加入者掛金の額を零に変更」及び「加入者掛金の額を零から変更」とは、「今後の拠出を零に変更」、「今後の拠出を零から変更」という理解でよいか。	よい。	令6条4号 規則4条の2 <u>法令解釈通知</u> 第1-3	71-7-1	〃	規則第4条の2第3号及び同条第4号における「加入者掛金の額を零に変更」及び「加入者掛金の額を零から変更」とは、「今後の拠出を零に変更」、「今後の拠出を零から変更」という理解でよいか。	よい。	令6条4号 規則4条の2 <u>通達</u> 第1-3
71-8	〃	加入者掛金を給与から控除できない加入者の取り扱いについて、以下の①、②、③の取扱いが可能か。 ①加入者本人からの同意なく掛金を0円としてもよいか。その場合、企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更該当しないという理解でよいか。 ②加入者本人からの同意なく、控除可能な額としてよいか。その場合、企業型掛金拠出単位期間につき1回	①規約に定めれば可。掛金をゼロ円とする場合は1回とカウントしない。 ②不可。 ③規約に定めれば可。但し、拠出月内に事業主が加入者から、掛金を受け取る必要がある（規約に定めることによっては不可とすることもできる）。 ④よい。	法21条の31項 <u>法令解釈通知</u> 第1-3	71-8	〃	加入者掛金を給与から控除できない加入者の取り扱いについて、以下の①、②、③の取扱いが可能か。 ①加入者本人からの同意なく掛金を0円としてもよいか。その場合、企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更該当しないという理解でよいか。 ②加入者本人からの同意なく、控除可能な額としてよいか。その場合、企業型掛金拠出単位期間につき1回	①規約に定めれば可。掛金をゼロ円とする場合は1回とカウントしない。 ②不可。 ③規約に定めれば可。但し、拠出月内に事業主が加入者から、掛金を受け取る必要がある（規約に定めることによっては不可とすることもできる）。 ④よい。	法21条の31項 <u>通達</u> 第1-3

新				旧					
		の変更該当しないという理解でよいか。 ③別途加入者本人から事業主経由で掛金を拠出することは可能か。 ④給与額の不足等で給与控除できない場合、対象拠出期間の加入者掛金をゼロとし、翌拠出期間以降、給与控除できる状況となった際は、「企業型掛金拠出単位期間につき1回変更」に該当せず、加入者掛金を給与控除してよいという理解でよいか。				の変更該当しないという理解でよいか。 ③別途加入者本人から事業主経由で掛金を拠出することは可能か。 ④給与額の不足等で給与控除できない場合、対象拠出期間の加入者掛金をゼロとし、翌拠出期間以降、給与控除できる状況となった際は、「企業型掛金拠出単位期間につき1回変更」に該当せず、加入者掛金を給与控除してよいという理解でよいか。			
71-15	〃	中断（加入者掛金の0円選択）と停止（マッチング未実施）は別との認識でよいか。	停止・中断という概念は無い。加入者掛金の額が0円の場合は、すべて停止（マッチング未実施者）とする。	〃	71-15	〃	中断（加入者掛金の0円選択）と停止（マッチング未実施）は別との認識でよいか。	停止・中断という概念は無い。加入者掛金の額が0円の場合は、すべて停止（マッチング未実施者）とする。	法21条の2第1項
71-15-1	〃	12月から翌年11月の間の途中に加入者資格を喪失した場合は、事業主掛金と同様、加入者掛金についても資格喪失時に拠出が必須との理解でよいか。	加入者掛金については加入者の任意の拠出となる。	〃	71-15-1	〃	12月から翌年11月の間の途中に加入者資格を喪失した場合は、事業主掛金と同様、加入者掛金についても資格喪失時に拠出が必須との理解でよいか。	加入者掛金については加入者の任意の拠出となる。	法21条の2第1項
71-16	〃	「加入者掛金の額の決定又は変更方法」について、加入者の任意による中断や再開は可能か。可能な場合、	可能。 なお、加入者掛金の拠出を停止、再開する場合は企業型掛金拠出単位期間につき	〃	71-16	〃	「加入者掛金の額の決定又は変更方法」について、加入者の任意による中断や再開は可能か。可能な場合、	可能。 なお、加入者掛金の拠出を停止、再開する場合は企業型掛金拠出単位期間につき	法21条の2第1項

新				旧					
		令第6条第5号に定める「企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更」に該当するのか、あるいは該当せず、いつでも対応できるのか。	1回の変更とカウントしない。なお、規約で定めれば再開できる月を企業型掛金拠出単位期間につき1回以上の特定月とすることは可。			令第6条第5号に定める「企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更」に該当するのか、あるいは該当せず、いつでも対応できるのか。	1回の変更とカウントしない。なお、規約で定めれば再開できる月を企業型掛金拠出単位期間につき1回以上の特定月とすることは可。		
71-17	〃	加入者掛金の拠出区分期間が事業主掛金の拠出区分期間と一致している必要はないとの理解でよいか。	よい。	法4条1項3号の2 法令解釈通知第1-3(6)	71-17	〃	加入者掛金の拠出区分期間が事業主掛金の拠出区分期間と一致している必要はないとの理解でよいか。	よい。	法4条1項3号の2 通達第1-3(6)
71-25	〃	加入者掛金の拠出を認める対象を、実施事業所内の一定の職種、一定の勤続期間、一定の年齢により区分してよいか。	不可。事業主掛金が拠出される者は全員加入者掛金拠出の対象者。	法19条3項 法令解釈通知第1-3(7) ①	71-25	〃	加入者掛金の拠出を認める対象を、実施事業所内の一定の職種、一定の勤続期間、一定の年齢により区分してよいか。	不可。事業主掛金が拠出される者は全員加入者掛金拠出の対象者。	法19条3項 通達第1-3(5) ①
71-31	規約記載事項(個人型年金同時加入)	①企業型年金加入者が個人型年金加入者となるにあたって、既に企業型年金で契約している運営管理機関と異なる運営管理機関と契約しても差し支えないか。 ②差し支えない場合、1加入者において、2以上の記録関連運営管理機関が記録を管理することも可能ということか。	①差し支えない。 ②そのとおり。	法3条3項7号の3	71-31	規約記載事項(個人型年金同時加入)	①企業型年金加入者が個人型年金加入者となるにあたって、既に企業型年金で契約している運営管理機関と異なる運営管理機関と契約しても差し支えないか。 ②差し支えない場合、1加入者において、2以上の記録関連運営管理機関が記録を管理することも可能ということか。	①差し支えない。 ②そのとおり。	法3条3項7号

新				旧					
71-33	〃	企業型DC実施企業において、規約に基づき一定の勤続年数に達していない、又は一定の年齢以上であるため加入できない者や、加入資格を有したが、加入を希望しなかった者について、 ①企業型規約で個人型DCへの加入を認めていない場合でも、個人型年金に加入可能か。 ②個人型DC加入可能となる場合、個人型年金の拠出限度額は以下の認識でよいか。 ・確定給付型年金の加入者の場合：月額1.2万円（年額14.4万円） ・企業年金制度の対象者でない場合：月額2.3万円（年額27.6万円）	①そのとおり。 ②そのとおり。	法3条3項7号の3、6 2条1項 令36条	71-33	〃	企業型DC実施企業において、規約に基づき一定の勤続年数に達していない、又は一定の年齢以上であるため加入できない者や、加入資格を有したが、加入を希望しなかった者について、 ①企業型規約で個人型DCへの加入を認めていない場合でも、個人型年金に加入可能か。 ②個人型DC加入可能となる場合、個人型年金の拠出限度額は以下の認識でよいか。 ・確定給付型年金の加入者の場合：月額1.2万円（年額14.4万円） ・企業年金制度の対象者でない場合：月額2.3万円（年額27.6万円）	①そのとおり。 ②そのとおり。	法3条3項7項の3、6 2条1項 令36条
71-35	〃	企業型規約において個人型に同時加入可能であることを定める場合、企業型年金加入者に対する拠出限度額は、個人型に加入していないものも含め、個人型年金同時加入可能者に対する限度額が適用されるのか。	そのとおり。	法3条3項7号の3 令11条	71-35	〃	企業型規約において個人型に同時加入可能であることを定める場合、企業型年金加入者に対する拠出限度額は、個人型に加入していないものも含め、個人型年金同時加入可能者に対する限度額が適用されるのか。	そのとおり。	法3条3項7号の2 令11条
71-37	〃	企業型DC加入者の個人型DC加入を認める場合、希望者全員に個人型DCへの	個人型DC加入の可否については、実施事業所単位で規約に定める必要がある。	〃	71-37	〃	企業型DC加入者の個人型DC加入を認める場合、希望者全員に個人型DCへの	個人型DC加入の可否については、実施事業所単位で規約に定める必要がある。	法3条3項7号の3

新				旧					
		加入を認める必要があるか。(企業型DC規約で、職種、勤続年数等により範囲を制限することは可能か)	その上で、個人型DC加入を認める実施事業所の場合、当該実施事業所内における個人型DCに加入可能な加入者の範囲を制限することはできない。			加入を認める必要があるか。(企業型DC規約で、職種、勤続年数等により範囲を制限することは可能か)	その上で、個人型DC加入を認める実施事業所の場合、当該実施事業所内における個人型DCに加入可能な加入者の範囲を制限することはできない。		
74	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	74	規約記載事項(あらかじめ定められた運用方法を設定する場合)	<p>通達第1-4(3)において、「あらかじめ定められた運用方法により運用を行っている者に対し、運用の指図を行うことができる期日について定期的に説明すること。」とあるが、<u>該当者を特定することが困難な場合には、全加入者に対する説明でもよい。</u></p> <p>また、<u>あらかじめ定められた運用方法による運用を本人が希望している旨の意思確認ができた場合には、本人から運用指図があったとみなし、当該説明を不要としてもよい。</u></p>	<p>よい。</p> <p>よい。</p>	<p>法3条3項8号、<u>通達第1-4(3)</u></p>
78-4	〃	事業主返還の返還対象資産が「継続再雇用」後の拠出分である場合、加入者の資産を「再雇用」前後で切り分ける必要があるが、切り分け方法として、「再雇用」前後の掛金累計の比率を求め、それにより現在の資産(元本部分+運用収益部	よい。	〃	78-4	〃	事業主返還の返還対象資産が「継続再雇用」後の拠出分である場合、加入者の資産を「再雇用」前後で切り分ける必要があるが、切り分け方法として、「再雇用」前後の掛金累計の比率を求め、それにより現在の資産(元本部分+運用収益部	よい。	<p>法3条3項10号</p>

新					旧				
		分) を按分する方式でよいか。					分) を按分する方式でよいか。		
80	〃	算定方法とは「計算方法」のことで、その事務費の額の根拠とは違うという解釈でよいか。	よい。	法 3 条 3 項 1 1 号 <u>法令解 釈通知 第 1 - 4</u>	80	〃	算定方法とは「計算方法」のことで、その事務費の額の根拠とは違うという解釈でよいか。	よい。	法 3 条 3 項 1 1 号 <u>通達第 1 - 5</u>
81	〃	<u>法令解釈通知第 1 - 4</u> (4) の法 2 5 条 4 項に係る措置に要する費用については、投資信託の場合には、販売手数料などの売買に係る手数料等を想定していると思われるが、ファンドの内枠で徴収される信託報酬や信託財産留保額等の負担方法を規約に記載する必要はないと解してもよいか。(信託報酬等については、情報提供の中で説明すべき事項と史料する。)	加入者負担となることを規約に規定する必要がある。	〃	81	〃	<u>法令解釈通達第 1 - 5</u> (4) の法 2 5 条 4 項に係る措置に要する費用については、投資信託の場合には、販売手数料などの売買に係る手数料等を想定していると思われるが、ファンドの内枠で徴収される信託報酬や信託財産留保額等の負担方法を規約に記載する必要はないと解してもよいか。(信託報酬等については、情報提供の中で説明すべき事項と史料する。)	加入者負担となることを規約に規定する必要がある。	〃
83	〃	存続厚生年金基金、確定給付企業年金等からの資産の移換に関する事項の中で、(3) 個人別管理資産に充てる移換額とあるが、個人別管理資産に充てる移換額の合計額という理解でよいか。	移換額の計算方法である。	法 3 条 3 項 1 2 号 令 3 条 4 号 <u>法令解 釈通知 第 1 - 5</u> (3)	83	〃	存続厚生年金基金、確定給付企業年金等からの資産の移換に関する事項の中で、(3) 個人別管理資産に充てる移換額とあるが、個人別管理資産に充てる移換額の合計額という理解でよいか。	移換額の計算方法である。	法 3 条 3 項 1 2 号 令 3 条 4 号 <u>通達第 1 - 6</u> (3)

新					旧				
84	〃	規約に記載する「通算加入者等期間に算入すべき期間の範囲」とは、個人毎に記載する必要はなく、例えば、「退職手当規程に定める勤続期間のうち、企業型年金への個人別管理資産移換日以前のもの」といった記載でよいか。	よい。	法3条3項12号 令3条4号 法令解釈通知第1-5(4)	84	〃	規約に記載する「通算加入者等期間に算入すべき期間の範囲」とは、個人毎に記載する必要はなく、例えば、「退職手当規程に定める勤続期間のうち、企業型年金への個人別管理資産移換日以前のもの」といった記載でよいか。	よい。	法3条3項12号 令3条4号 通達第1-6(4)
85	規約記載事項(簡易企業型年金)	簡易企業型年金の実施要件である企業型年金加入者の資格を有する者の数が100人以下であることについて、2以上の実施事業の事業主が同じ場合、それぞれの実施事業所の企業型年金加入者の資格を有する者の数が100人以下であればよいか。	事業主が同一である全ての実施事業所の企業型年金加入者の資格を有する者の数の総数が100人以下である必要がある。	法3条5項 法令解釈通知1-8	85	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
85-1	〃	簡易企業型年金を実施している場合であって企業型年金加入者が100人を超えたときは、当該企業型年金は終了しなければならないのか。	将来に亘って恒常的に100人を超えることが見込まれるときは、企業型年金規約を変更し、通常の企業型年金に移行する必要がある。	〃	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
85-2	〃	簡易企業型年金を実施している場合であって企業型年金加入者が100人を超えているかの確認は、どのように行うのか。	毎年、事業年度終了後3月以内に地方厚生(支)局に提出する事業報告書(規則第7号様式)の「4. 厚生年金保険適用者数」により確認する。	〃	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
85-	〃	簡易企業型年金を実施しよ	年金事務所が交付する「健	〃	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新

新				旧					
3		うとするときに企業型年金規約の承認申請書に添付する書類である簡易企業型年金の実施要件に適合することを証する書類とは、何を添付すればよいか。	康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請書）又は年金事務所に提出する「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」の総括表の写し（年金事務所の受付印が押印してあるものに限る。）等が考えられる。				規)		
85-4	//	簡易企業年金を実施する複数の事業主により、1つの規約（総合型規約）のもと簡易企業年金を実施することは可能か。 また、総合型規約において、通常の企業型年金と簡易企業型年金を併存させることは可能か。	総合型規約により簡易企業型年金を実施することは可能。 総合型規約において、通常の企業型年金と簡易企業型年金を併存させることは不可。	//	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	
91-3	//	「第1号等厚生年金被保険者」のような文言の変更については、 ①既存規約の文面にも当該変更を反映させる必要があるか。 ②必要な場合、どのようなタイミングで修正すべきか。	①反映させる必要がある。 ②遅滞なく修正する必要がある、平成29年1月以降に申請・届出する規約については、厚生局でも修正されているか確認することになる。 なお、当該文言変更については、規則5条1項18号に該当する。	規則5条1項18号	91-3	//	「第1号等厚生年金被保険者」のような文言の変更については、 ①既存規約の文面にも当該変更を反映させる必要があるか。 ②必要な場合、どのようなタイミングで修正すべきか。	①反映させる必要がある。 ②遅滞なく修正する必要がある、平成29年1月以降に申請・届出する規約については、厚生局でも修正されているか確認することになる。 なお、当該文言変更については、規則5条1項11号に該当する。	規則5条1項11号
96-1	//	運用の方法の選定及び提示を行う運営管理機関等と、指定運用方法の選定及び提示を行う運営管理機関等は	運用関連業務の全部または一部を、一又は複数の確定拠出年金運営管理機関へ委託することは可能。	法7条1項		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
		<u>同一でなければならないか。例えば事業主が片方だけ委託することはできないか。</u>							
111	事業主掛金の納付	法令上、掛金の納付は拠出期間の翌月末までに行う必要があるが、仮に企業担当者のミスや金額相違で資産管理機関への入金が拠出期間の翌月末を超えてしまった場合でも、該当拠出期間の掛金の拠出は一切出来ず、資産管理機関は、受領した拠出金を企業に必ず返金する以外ないのか。この場合、企業は返金された掛金をどう扱うのか。	令第11条の3の規定により納付期限日を延長した場合による拠出でない限り、該当拠出期間の拠出は不可。返金するか、翌拠出期間の拠出分とする。企業が返金された資金をどうするかは民事。	法21条1項 <u>令11条の3</u> 規則16条の2	111	事業主掛金の納付	法令上、掛金の納付は拠出期間の翌月末までに行う必要があるが、仮に企業担当者のミスや金額相違で資産管理機関への入金が拠出期間の翌月末を超えてしまった場合でも、該当拠出期間の掛金の拠出は一切出来ず、資産管理機関は、受領した拠出金を企業に必ず返金する以外ないのか。この場合、企業は返金された掛金をどう扱うのか。	令第11条の3の規定により納付期限日を延長した場合による拠出でない限り、該当拠出期間の拠出は不可。返金するか、翌拠出期間の拠出分とする。企業が返金された資金をどうするかは民事。	法21条1項 規則16条の2
111	事業主掛金-1の納付	平成30年1月1日改正により、規約記載事項となった納付に関する事項（納付期限日）について、規約に規定がない場合、「法令の改正に伴う変更（事業主掛金及び加入者掛金の額に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。）」として規約変更の届出を行うという認識でよいか。	施行前の取扱いを変更せずに、納付に関する事項を規約に規定する場合においては認識のとおり。	法21条1項 規則5条1項 <u>18号</u>	111	事業主掛金-1の納付	平成30年1月1日改正により、規約記載事項となった納付に関する事項（納付期限日）について、規約に規定がない場合、「法令の改正に伴う変更（事業主掛金及び加入者掛金の額に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。）」として規約変更の届出を行うという認識でよいか。	施行前の取扱いを変更せずに、納付に関する事項を規約に規定する場合においては認識のとおり。	法21条1項 規則5条1項 <u>11号</u>
116	”	投資教育における知識水準や理解度に応じた必要かつ適切な範囲について、これだけ行えば受託者責任を果	少なくとも <u>法令解釈通知</u> に示した内容は実施する必要がある。	”	116	”	投資教育における知識水準や理解度に応じた必要かつ適切な範囲について、これだけ行えば受託者責任を果	少なくとも <u>法令解釈通達</u> に示した内容は実施する必要がある。	”

新				旧				
		たしたといえる具体的水準・内容はあるのか。				たしたといえる具体的水準・内容はあるのか。		
117		法令解釈通知第3において、「当該投資教育を行う確定拠出年金運営管理機関及び企業年金連合会等」の「等」とあるのは、運営管理機関ではない業者が、事業主、国基連から委託を受けて情報提供業務を行う場合の当該業者を指しているという理解でよいか。つまり、ここで言う「いわゆる投資教育」は、運営管理機関以外の者でも行えるという理解でよいか。	よい。 金融機関は業法の規制あり。	法22条 法令解釈通知第3-1(1)	117	法令解釈第2.において、 <u>確定拠出年金運営管理機関等の「等」とあるのは、運営管理機関ではない業者が、事業主、国基連から委託を受けて情報提供業務を行う場合の当該業者を指しているという理解でよいか。つまり、ここで言う「いわゆる投資教育」は、運営管理機関以外の者でも行えるという理解でよいか。</u>	よい。 金融機関は業法の規制あり。	法22条 通達第2-1(1)
118	〃	運用プランモデルを示す場合に <u>提示運用方法に元本確保型の運用の方法が含まれているときは、元本確保型の運用の方法のみで運用するプランモデルも示す必要があるか。</u>	<u>提示運用方法に元本確保型の運用の方法が含まれているときは、元本確保型商品のみのプランモデルも示す必要がある。</u>	法22条 法令解釈通知第3-3(4)	118	運用プランモデルを示す場合に <u>元本確保型の運用方法のみで運用する方法による運用プランモデルを必ず含んでいるものとする</u> というのは、 <u>プランモデルを示す前の質問票における加入者等の選択次第によっては、元本確保型商品のみのプランモデルが提示される可能性が必ずあることが必要</u> という意味であり、各加入者等に対して、 <u>質問票における選択にかかわらず必ず元本確保型商品のみのプランモデルを提示することが求</u>	元本確保型商品のみのプランモデルも示す必要がある。	〃

新					旧				
							<u>められているわけではないという理解でよいか。</u>		
119	〃	法令解釈通知第10-1において「事業主は、加入者が資格を喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、次の事項等について十分説明すること。」とあるが、「等」には、どのようなものが含まれるか。	加入者又は運用指図者となるための手続き等が含まれる。	法22条 令46条の2 法令解釈通知第10-1	119	〃	<u>通達第7-1</u> において「事業主は、加入者が資格を喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、次の事項等について十分説明すること。」とあるが、「等」には、どのようなものが含まれるか。	加入者又は運用指図者となるための手続き等が含まれる。	法22条 令46条の2 <u>通達第7-1</u>
120	事業主の責務 (情報提供の具体的内容)	「確定拠出年金制度等の具体的内容」は、制度に関する一般的な内容でよいのか、それとも個々の企業の具体的な規約事項まで含んだ内容までカバーするのか。	一般的な内容でよいが、個々の企業をカバーする内容ならなおよい。	法22条 法令解釈通知第3-3	120	事業主の責務 (情報提供の具体的内容)	「確定拠出年金制度等の具体的内容」は、制度に関する一般的な内容でよいのか、それとも個々の企業の具体的な規約事項まで含んだ内容までカバーするのか。	一般的な内容でよいが、個々の企業をカバーする内容ならなおよい。	法22条 <u>通達第2-3</u>
121	〃	「事業主、国民年金基金連合会、 <u>確定拠出年金</u> 運営管理機関及び資産管理機関の行為準則（責務及び禁止行為）の内容」において、どの程度まで記載、説明等をするのか。法令に記載のあるもの全てを記載せねばならないか。	全てを記載する。その上で丁寧に記載し、説明することが望まれる。	〃	121	〃	「事業主、国民年金基金連合会、運営管理機関及び資産管理機関の行為準則（責務及び禁止行為）の内容」において、どの程度まで記載、説明等をするのか。法令に記載のあるもの全てを記載せねばならないか。	全てを記載する。その上で丁寧に記載し、説明することが望まれる。	〃
122	〃	法令解釈通知にあるような「忠実義務」の内容のようなものまで記載するのか。	記載する必要はない。	〃	122	〃	<u>法令解釈通達</u> にあるような「忠実義務」の内容のようなものまで記載するのか。	記載する必要はない。	〃
125	〃	法令解釈通知第3-3(3)①イの「 <u>確定拠出年金制度の概要</u> 」は一般的な解説で	よいが、企業型年金規約の内容はそれとは別に周知する必要がある。	法22条 法令解	125	〃	<u>通達第2-3(3)①イ</u> の「 <u>確定拠出年金制度の概要</u> 」は一般的な解説であれ	よいが、企業型年金規約の内容はそれとは別に周知する必要がある。	法22条 <u>通達第</u>

新					旧				
		あればよいか。その企業の個別の制度の解説まで含んでいないと解してよいか。		積通知第3-3(3)①イ			ばよいか。その企業の個別の制度の解説まで含んでいないと解してよいか。		2-3(3)①イ
126	事業主の責務 (加入者等への具体的な提供方法等)	事業主や国民年金基金連合会から事務の委託を受けた運営管理機関が投資教育の説明会を開催する場合に、この業務は法22条の委託であり、運営管理業務に該当しないため、商品営業を行う者でも中立的な説明を行えば説明することができるか。	運営管理業以外の業務は誰でもできる。(投資教育は運営管理業でないのよい。)	法22条 法令解釈通知第3-4(1)①	126	事業主の責務 (加入者等への具体的な提供方法等)	事業主や国民年金基金連合会から事務の委託を受けた運営管理機関が投資教育の説明会を開催する場合に、この業務は法22条の委託であり、運営管理業務に該当しないため、商品営業を行う者でも中立的な説明を行えば説明することができるか。	運営管理業以外の業務は誰でもできる。(投資教育は運営管理業でないのよい。)	法22条 通達第2-4(1)①
127	事業主の責務 (資産の運用に関する情報提供と、推奨行為との関係)	複数の運用プランモデルの提示を行うのと同様に、投資教育セミナーなどで、各加入者にワークシートに基づき自分のリスク許容度を算定してもらい、自己のリスクリターン商品がっているのかワークシートで示すような行為は推奨に当たらないと解してよいか。	よい。	法22条 法令解釈通知第3-5(2)	127	事業主の責務 (資産の運用に関する情報提供と、推奨行為との関係)	複数の運用プランモデルの提示を行うのと同様に、投資教育セミナーなどで、各加入者にワークシートに基づき自分のリスク許容度を算定してもらい、自己のリスクリターン商品がっているのかワークシートで示すような行為は推奨に当たらないと解してよいか。	よい。	法22条 通達第2-5(2)
127-1	運用の方法の選定・提示	運用の方法の本数はどの様に数えるのか。	令15条1項の表の下欄に掲げる事項ごとに数える。	令15条規則18条～18条の5		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
127-2	//	第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)前から提	除外した運用の方法は、提示する運用の方法から外れ	法23条、2		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧					
		示している運用の方法1つを3分の2同意を得て除外した場合、運用の方法の数の数え方はどうなるのか。	閉鎖型となるため、運用の方法の数には含めない。	6条1項					
127-3	//	毎月募集型の公社債投資信託については、規則第18条の3第1項第1号に基づき1本と数えるのか。 また、毎月募集型以外の公社債投資信託については、規則第18条の3第1項第2号に基づき国際証券コードにより本数を数えるのか。	そのとおり。	規則18条の3	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	
128	//	運用対象資産（国内株式、外国株式、国内債券、外国債券）が異なる投資信託は、「収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質」が相互に類似しないと解釈してよいか。	必ずしもよいとは言えない。 個々の投信ごとにリスクリターンの性質や内容をみて判断する。	法23条2項 令12条1項1号	128	<u>運用の方法の選定・提示</u>	運用対象資産（国内株式、外国株式、国内債券、外国債券）が異なる投資信託は、「収益の率、収益の変動の可能性、その他の収益の性質」が相互に類似しないと解釈してよいか。	必ずしもよいとは言えない。 個々の投信ごとにリスクリターンの性質や内容をみて判断する。	法23条 令12条1項1号
129	//	運用対象資産（国内株式、外国株式、国内債券、外国債券）が複数（例えば国内株式と国内債券等）含まれる投資信託で、その資産毎の配分を変えることにより異なったリスクリターンを目指す投資信託は、「収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質」が相互	必ずしもよいとは言えない。 個々の投信ごとにリスクリターンの性質や内容をみて判断する。	//	129	//	運用対象資産（国内株式、外国株式、国内債券、外国債券）が複雑（例えば国内株式と国内債券等）となる投資信託で、その資産毎の配分を変えることにより異なったリスクリターンを目指す投資信託は、「収益の率、収益の変動の可能性、その他の収益の性質」が相	必ずしもよいとは言えない。 個々の投信ごとにリスクリターンの性質や内容をみて判断する。	//

新					旧				
		に類似しないと解釈してよいか。					互に類似しないと解釈してよいか。		
130 -1	〃	<u>元本確保型の運用の方法のみを選定・提示することは可能か。</u>	不可。	法 2 3 条 2 項 令 1 6 条 1 項 2 号		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
130 -2	〃	<u>元本確保型の運用の方法同士でも収益の性質が類似していなければ、例えば期間や利率、商品特性等が相互に異なる定期預金を複数選定・提示してもよいか。</u>	<u>令 1 6 条 2 項の元本確保型の運用の方法の区分以外から 2 以上（簡易企業型年金の場合 1 以上）提示した上であれば、元本確保型の運用の方法を複数選定・提示することは可能。</u>	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
130 -3	〃	<u>元本確保型の運用の方法を選定・提示することは必須か。</u>	必須ではない。	法 2 3 条 1 項		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
131	〃	例えば、銀行預金、運営管理機関が専門的知見から収益率の期待値及び分散が類似しないと判断したバランス型投資信託 2 本（投信協会分類上は 2 本とも株式投資信託（バランス型））で 3 つとカウントされるのか。	3 つとカウントされる。	法 2 3 条 2 項	131	〃	例えば、銀行預金、運営管理機関が専門的知見から収益率の期待値及び分散が類似しないと判断したバランス型投資信託 2 本（投信協会分類上は 2 本とも株式投資信託（バランス型））で 3 つとカウントされるのか。	3 つとカウントされる。	法 2 3 条 令 1 2 条 1 項 2 号
131 -1	〃	<u>上記のバランス型投資信託 2 本と自社株ファンドで 3 つとカウントされるか。</u>	<u>カウントは 3 つだが、自社株ファンドは令 1 6 条第 1 項第 1 号の区分であるため、選定・提示する運用の方法は、あと 1 本必要となる。</u>	法 2 3 条 2 項 令 1 6 条			(新規)	(新規)	(新規)
132	(削除)	(削除)	(削除)	(削	132	〃	預金と生命保険契約と債券	<u>よい。</u>	法 2 3

新					旧				
				除)			は、収益の率と収益の可能性が相互に類似しないものの例示として記載されていると考えてよいか。		条規則 18条
133	〃	商品提供機関である金融機関A社は、当該金融機関に勤務する従業員の事業主として、当該従業員のために自社で確定拠出年金制度を導入し、その運営管理業務を行うこと自体は問題ないと思われるが、この場合、当該金融機関A社の商品が当該従業員に対し選定・提示されることは問題ないか（A社商品がA社従業員に販売されることによってA社が通常の利益を得ることは問題ないか）。	事業主としての忠実義務の範囲内で、選定の合理的な理由があれば問題ない。	法 2 3 条、 <u>2 3 条の 2</u>	133	〃	商品提供機関である金融機関A社は、当該金融機関に勤務する従業員の事業主として、当該従業員のために自社で確定拠出年金制度を導入し、その運営管理業務を行うこと自体は問題ないと思われるが、この場合、当該金融機関A社の商品が当該従業員に対し選定・提示されることは問題ないか（A社商品がA社従業員に販売されることによってA社が通常の利益を得ることは問題ないか）。	事業主としての忠実義務の範囲内で、選定の合理的な理由があれば問題ない。	法 2 3 条
		上記のケースで、別の商品提供機関B社の商品を提示した場合、A社はB社から販売手数料を受領してよいか（A社はB社から推奨行為の対価としての手数料を受領してよいか）。	推奨の対価として受けとるのは問題がある。なお、推奨はしてはならない。				上記のケースで、別の商品提供機関B社の商品を提示した場合、A社はB社から販売手数料を受領してよいか（A社はB社から推奨行為の対価としての手数料を受領してよいか）。	推奨の対価として受けとるのは問題がある。なお、推奨はしてはならない。	
135	指定運用方法の選定	指定運用方法を加入者に選定・提示しないことも可能か。	可能。	法 2 3 条の 2	135	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
135-1	〃	指定運用方法として、複数の運用の方法を選定・提示することは可能か。	不可。なお、同一の運用会社で同一の運用方針であるターゲット・イヤ型は、	法 2 3 条の 2 令 6 条		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧				
			複数であっても1つと数える。	8号イ				
135-2	//	Aという運用方法を60%相当、Bという運用方法を40%相当のように、複数の運用方法の組み合わせてもよいか。	不可。2つの運用の方法であり、1の運用方法ではない。	//	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
135-3	//	「利率保証期間(10年)のある保険商品(GIC保険)」は、単位保険口の保証期間(10年)満了時に、それまでと同一の保証期間(10年)の単位保険口が新たに設定され、自動的に運用が継続(自動更新)されるが、保証期間(10年)満了時に満55歳以上の場合に、(60歳支給に向け)普通保険約款の定めに基づき、自動更新時(運用の指図時点で満55歳以上の場合においても同様)に利率保証期間5年(60歳支給開始のため)の単位保険口が新たに設定された場合、当該GIC保険は指定運用方法の要件である「一の運用方法」とみなせるとの理解でよいか。	普通保険約款等にあらかじめ定められており、55歳時に保証期間が変わっても一連の保険契約であるため、1の運用方法と考えられる。	//	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
135-4	//	指定運用方法を変更したり、選定・提示自体を止めることは可能か。	可能。ただし、変更する場合は、改めて指定運用方法の選定のプロセスを踏む必	法23条の2、令	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧					
			<p>要がある。</p>	<p>6条8号ロ、法令解釈通知第4-2(3)</p>					
135-5	<p>Ⅱ</p>	<p>指定運用方法にターゲットデートファンドを設定した後、そのシリーズに異なるターゲットデートの個別ファンドが追加設定された場合は、指定運用方法の変更にはあらず、労使合意・規約変更の必要はないという認識で正しいか。</p> <p>【理由】 ターゲットデートファンドは、異なるターゲットデートを設定した複数の個別ファンドをまとめて「一の運用の方法」と取扱われているため、異なるターゲットデートが追加等された場合でも、指定運用方法の変更には該当しないと考えられるため。</p>	<p>規約記載事項に変更がなければ、規約変更は必要ないが、指定運用方法の内容を変更することとなるため、労使協議は必要。</p>	<p>法23条の2令6条8号ロ</p>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
135-6	<p>Ⅱ</p>	<p>指定運用方法を変更する場合、変更前の特定期間中、猶予期間中の加入者には、変更前の指定運用方法を適用するののか。</p>	<p>猶予期間経過後の加入者には、変更前の指定運用方法が適用される。なお、猶予期間経過前の加入者には変更後の指定運用方法が適用されるが、再度、特定期間、</p>	<p>法23条の2、25条の2</p>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧					
			猶予期間を経過する必要がある。						
135-7	〃	第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)前に「あらかじめ定められた運用の方法」を選択している者は、既に運用の指図を行ったものとして取り扱うため施行日後に納付した掛金についても、あらためて運用の指図を行わない限り継続購入に充てられる、という認識でよいか。	施行日前に「あらかじめ定められた運用の方法」を設定していた場合であって施行日前に既に当該商品により運用されている者については、引き続き当該商品で運用が継続される。	法23条の2 法附則5条2項 法令解釈通知4-2(5)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	
135-8	〃	第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)前の「あらかじめ定められた運用の方法」の取り扱いについて、施行日後に加入した者に適用することは可能か。	「あらかじめ定められた運用の方法」が適用されるのは、135-7の場合のみ。	〃	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	
136	運用の方法の選定・提示(損害賠償責任)	運用関連運営管理機関が事業主との間で契約締結すべき損害賠償契約は、両社の間で締結される運営管理契約(委託契約)の損害賠償規定の中に規定することで足るか。それとも、別途契約することが必要か。	企業型の場合の運用関連運営管理機関の損害賠償責任は、運営管理業務の委託契約とは異質なものと理解から、施行令の規定も分けて13条に規定している。ただし、法令上、別途契約しなければならないと定めているものではないので、「委託契約等」としてまとめるか否かは、最終的には各社の判断による。	法23条、23条の2 令13条	136	運用の方法の選定・提示(損害賠償責任)	運用関連運営管理機関が事業主との間で契約締結すべき損害賠償契約は、両社の間で締結される運営管理契約(委託契約)の損害賠償規定の中に規定することで足るか。それとも、別途契約することが必要か。	企業型の場合の運用関連運営管理機関の損害賠償責任は、運営管理業務の委託契約とは異質なものと理解から、施行令の規定も分けて13条に規定している。ただし、法令上、別途契約しなければならないと定めているものではないので、「委託契約等」としてまとめるか否かは、最終的には各社の判断による。	法23条 令13条

新				旧					
137	〃	元本欠損額の算定方法で、「当該企業型年金加入者等の行った運用の指図に係るもの」と限定している趣旨は何か。	「当該企業型年金加入者等の行った運用の指図に係るもの」に限ることで賠償すべき額を確定させているもの。例えば3つの商品で加入者が運用していたときに、そのうち1つの商品について情報提供が十分でなかったときは、その1つの商品についての元本欠損分のみ。	法 2 3 条、 <u>2 3 条の 2</u> 令 1 3 条 <u>1 項 2 号</u> 令 1 3 条 <u>2 項</u>	137	〃	元本欠損額の算定方法で、「当該企業型年金加入者等の行った運用の指図に係るもの」と限定している趣旨は何か。	「当該企業型年金加入者等の行った運用の指図に係るもの」に限ることで賠償すべき額を確定させているもの。例えば3つの商品で加入者が運用していたときに、そのうち1つの商品について情報提供が十分でなかったときは、その1つの商品についての元本欠損分のみ。	法 2 3 条 令 1 3 条 2 号
138	運用の方法の選定・提示・情報提供	運営管理機関が加入者に対して運用の方法の提示・情報提供を行う場合には、どのような点に工夫したらよいか。	例えば、個人ごとの運用利回りを表記することや、図やグラフ等を用いて視覚的に分かりやすい情報表示を行うこと、インターネットやメールサービス等を活用して最新の情報を提供することなどが考えられる。	法 2 3 条、 <u>2 3 条の 2、2 4 条、2 4 条の 2</u>	138	運用の方法の選定・提示・情報提供	運営管理機関が加入者に対して運用の方法の提示・情報提供を行う場合には、どのような点に工夫したらよいか。	例えば、個人ごとの運用利回りを表記することや、図やグラフ等を用いて視覚的に分かりやすい情報表示を行うこと、インターネットやメールサービス等を活用して最新の情報を提供することなどが考えられる。	法 2 3 条、 <u>2 4 条</u>
		また、加入者等に対する運用の方法の提示・情報提供について、資料等の郵送又は電話・インターネットの活用等、直接には加入者等と接触しない方法により完結させることは、それが加入者等の利便性に照らし効果的であると考えられる場合は問題ないか。	加入者の利便性のみではなく、個々の加入者の立場、知識水準、ニーズ等を考慮しながら対応する必要がある。				また、加入者等に対する運用の方法の提示・情報提供について、資料等の郵送又は電話・インターネットの活用等、直接には加入者等と接触しない方法により完結させることは、それが加入者等の利便性に照らし効果的であると考えられる場合は問題ないか。	加入者の利便性のみではなく、個々の加入者の立場、知識水準、ニーズ等を考慮しながら対応する必要がある。	
<u>138 -1</u>	運用の方法等に係る情報の提供	提示する運用の方法の全体構成に関する情報とは具体的にどのような情報を想定	例えば、各運用の方法の一覧だけでなく、運用の方法の全体の目的及びその目的	規則 <u>2 0 条 1 項</u>	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧					
		されているのか。	を達成するための各運用の方法の種類と数並びにその運用の方法の構成とした理由、各運用の方法とリスク・リターンとの関係等が考えられる。	法令解釈通知第4-1					
139	//	運用方法に係る情報提供を行う運営管理機関が加入者等に対して提供するWEBページにおいて、具体的運用商品の説明を各商品を提供する金融機関のWEBページへのリンクにより行うことは、情報が誤っていた場合の責任が運営管理機関にあることを明示すれば、問題ないと考えてよいか。	よい。	法24条、24条の2	139	運用の方法に係る情報提供	運用方法に係る情報提供を行う運営管理機関が加入者等に対して提供するWEBページにおいて、具体的運用商品の説明を各商品を提供する金融機関のWEBページへのリンクにより行うことは、情報が誤っていた場合の責任が運営管理機関にあることを明示すれば、問題ないと考えてよいか。	よい。	法24条
140	//	生保については、給付方法として、給付期間中の運用の指図を要しない「終身年金」や「確定年金」を提供することを考えているが、この場合の年金額計算に使用する「予定利率」については、基礎数値の一つにすぎないことから、開示する必要はない（年金額を提示すればよい）という理解でよいか。	予定利率は必ず開示する必要がある。	法令解釈通知第5-1(4)	140	//	また、生保については、給付方法として、給付期間中の運用指図を要しない「終身年金」や「確定年金」を提供することを考えているが、この場合の年金額計算に使用する「予定利率」については、基礎数値の一つにすぎないことから、開示する必要はない（年金額を提示すればよい）という理解でよいか。	予定利率は必ず開示する必要がある。	通達第3-1(4)
141	//	金融商品の情報提供は書類の交付又は電磁的方法により行うこととされている	電磁的方法による情報提供については、メールでの送付の他、提供する電磁的デ	法24条、24条の	141	//	金融商品の情報提供は書類の交付又は電磁的方法により行うこととされている	電磁的方法による情報提供については、メールでの送付の他、提供する電磁的デ	法24条 通達第

新				旧					
		が、この「電磁的方法」による場合、電子メールにより送付する又はWEBページに掲載しその旨を告知することで足り、加入者等がダウンロードすることの確認までは求められないという理解でよいか。	ータを加入者等がダウンロードできる状況に置き、その旨をメール等で分かりやすく告知することで、通知したものとみなすことができる。	<u>2</u> <u>法令解釈通知</u> <u>第5-1</u>			が、この「電磁的方法」による場合、電子メールにより送付する又はWEBページに掲載しその旨を告知することで足り、加入者等がダウンロードすることの確認までは求められないという理解でよいか。	ータを加入者等がダウンロードできる状況に置き、その旨をメール等で分かりやすく告知することで、通知したものとみなすことができる。	<u>3-1</u>
142	”	「保険料又は共済掛金の額」とあるが、「実際に払い込まれた保険料の額」をいうのか、それとも規則20条1項1号口の「資金の拠出の単位」のことを指すのか。	拠出の単位（毎月の保険料の額）のこと。	法24条、 <u>2</u> <u>4条の2</u> <u>法令解釈通知</u> <u>第5-1(4)</u> <u>③</u>	142	”	「保険料又は共済掛金の額」とあるが、「実際に払い込まれた保険料の額」をいうのか、それとも規則20条1項1号口の「資金の拠出の単位」のことを指すのか。	拠出の単位（毎月の保険料の額）のこと。	法24条 <u>通達第3-1(4)</u> <u>③</u>
143	”	「保険金額又は共済金額の算定方法」とは、「個人別管理資産額」のことを表していると解してよいか。	将来支給される保険金額の計算方法である。	法24条、 <u>2</u> <u>4条の2</u> <u>法令解釈通知</u> <u>第5-1(4)</u> <u>④</u>	143	”	「保険金額又は共済金額の算定方法」とは、「個人別管理資産額」のことを表していると解してよいか。	将来支給される保険金額の計算方法である。	法24条 <u>通達第3-1(4)</u> <u>④</u>
144	”	商品選定理由書、商品に関する情報提供について、イントラネット等による提供は可能か。	情報提供の手段として、イントラネットの活用は妨げていない。ただし、物理的にイントラネットによる情報提供を受けられない者は別途対応が必要。	法24条、 <u>2</u> <u>4条の2</u>	144	”	商品選定理由書、商品に関する情報提供について、イントラネット等による提供は可能か。	情報提供の手段として、イントラネットの活用は妨げていない。ただし、物理的にイントラネットによる情報提供を受けられない者は別途対応が必要。	

新				旧					
145	運用の方法に係る情報提供 (加入者等に情報提供すべき過去10年間の実績の内容)	運用方法に係る情報提供として、過去10年間(取扱期間が10年未満の場合は当該期間)の利益又は損失の実績を提供することとなっているが、過去10年間の実績がない場合、運営管理機関の判断により参考となる商品の実績を提供することは、同項7号のその他運用指図を行うために必要な情報の提供として、問題ないと考えてよいか。 例：既存商品と同じ運用で報酬のみ異なる投資信託を新設する場合、参考情報として既存商品の実績を示すこと。	よい。	法24条、 <u>24条の2</u> 規則20条1項2号、 <u>2項1号</u> 法令解釈通知第5- <u>2</u>	145	運用の方法に係る情報提供 (加入者等に情報提供すべき過去10年間の実績の内容)	運用方法に係る情報提供として、過去10年間(取扱期間が10年未満の場合は当該期間)の利益又は損失の実績を提供することとなっているが、過去10年間の実績がない場合、運営管理機関の判断により参考となる商品の実績を提供することは、同項7号のその他運用指図を行うために必要な情報の提供として、問題ないと考えてよいか。 例：既存商品と同じ運用で報酬のみ異なる投資信託を新設する場合、参考情報として既存商品の実績を示すこと。	よい。	法24条規則20条1項2号
146	”	運用報告書の取扱いについて、 <u>法令解釈通知第5-1(3)</u> において「目論見書」について記載されているが、商品の運用状況を説明する「運用報告書」については言及されていない。これは <u>第5-2</u> において「実績」の情報提供を行う旨定めているのであるから、あえて書面による交付は必要ないものとした、と考えるよいか。	よい。	法24条、 <u>24条の2</u> 法令解釈通知第5- <u>2</u>	146	”	運用報告書の取扱いについて、 <u>通達第3-1-(3)</u> において「目論見書」について記載されているが、商品の運用状況を説明する「運用報告書」については言及されていない。これは <u>第3-2</u> において「実績」の情報提供を行う旨定めているのであるから、あえて書面による交付は必要ないものとした、と考えるよいか。	よい。	法24条 <u>通達第3-2</u>
148	運用の指図	①他の制度等から移換した	①、②及び③(現に配分指	法25	(新規)	(新規)	(新規)	(新	

新				旧				
-1		<p>資産、②事務費徴収のために個人別管理資産を売却した際の余剰金、③除外された運用の方法に充てられていた資産に、掛金の運用の指図の配分を適用することは可能か。</p> <p>※ここでいう除外された運用の方法には法第26条第1項における「同意を得ることによる除外」だけでなく、法第26条第1項のただし書きにおける「当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により運用の方法を除外するとき」も含まれる。</p>	<p>定している商品を除外した(場合を除く。)の資産については、規約にその取扱いを明記すれば可能。</p>				規)	
148 -2	<p>指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例</p>	<p>指定運用方法が提示されていない場合や、指定運用方法にて運用が開始されるまでの未指図個人別管理資産については、現金にて管理することとなるのか、あるいは、指定運用方法とは別の運営管理機関と事業主の合意に基づく任意の運用方法にて管理・運用することが可能なのか。</p>	<p>事業主掛金等の納付から指定運用方法による運用の指図が行われるまでの間は、法8条に基づく資産管理機関にて資産管理契約の定めに従った管理(銀行勘定貸、預金等)が行われることになる。ただし、事業主掛金等は加入者等がいつでも運用指図を行える状態である必要がある。なお、指定運用方法を除き、労使合意による任意の運用の方法で運用することはできない。</p>	<p>法25条の2</p>	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧				
148 -3	//	指定運用方法は運用指図者に適用されるか。	運用指図者には適用されない。なお、猶予期間が経過する前に加入者でなくなった者には適用されない。	//	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148 -4	//	特定期間および猶予期間については、それぞれ掛金拠出を起算日として「3か月以上」または「2週間以上」で規約に定める期間と下限が示されているが、上限はあるか。	上限はないが、当該規定の趣旨を鑑みて、合理的な水準であるべき。なお、規約には、「〇か月以下」「〇か月以上」といった上下限ではなく、具体的な期間を明記する必要がある。	//	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148 -5	//	特定期間経過後の加入者への通知については、通知をより実効的なものとする必要があるが、通知を行う記録関連運営管理機関には、事業主を含むと解してよいか。	企業型記録関連運営管理機関等は、企業型記録関連運営管理機関と記録関連業務を行う事業主であり、記録関連業務を行わない事業主は含まない。	//	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148 -6	//	上記のとおりでない場合は、加入者の指図状況に関して、記録関連運営管理機関から事業主に情報提供してよいことについて、加入者から同意を得ておくことで、事業主による通知は認められるか。	認められない。なお、実施主体である企業型記録関連運営管理機関等の責任のもと、当該通知を事業主経由で配付することは考えられる。この際、個人に関する情報が事業主に漏れないよう、配付物の内容がわからないようにする等の工夫が必要。	//	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148 -7	//	法令解釈通知第4-2(4)③において、指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなさ	よい。なお、法令解釈通知第4-2(5)に記載のとおり、「あらかじめ定められた運用の方法」により運用	法24条の2、25条の	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧					
		れた後も指定運用方法を変更して運用の指図を行うことができること等について、加入者に対して継続的に働きかけを行うことであるが、該当者を特定することが困難な場合には、全加入者に対する説明でもよいか。	を継続している者についても同様。	2、法令解釈通知第4-2(4)、(5)					
148-8	〃	法25条の2第1項に規定された加入者への通知は、「原簿・帳簿に記録された住所情報に基づき通知を行った場合は、加入者は通知を受けたものとして取り扱う」ことで問題ないか。	問題ないが、通知が不達となった場合は、事業主経由で、配付物の内容をわからないようにした上で、加入者に配付する等通知が届くように努めること。	法25条の2第1項	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-9	〃	現在の加入者の配分指定が「商品A=90%、未指図資産=10%」で、規約において指定運用方法(商品B)選定・提示している場合、加入者が運用の指図を行わず指定運用方法を選択したとみなした場合の配分指定は、「商品B=10%」(商品A=90%、商品B=10%ではない)か。	配分指定は、商品A=90%、商品B=10%。 既に加入者が商品Aに90%指図している以上、その指図を無視して全ての資産を指定運用方法(商品B)に充てることはできない。	法25条の2	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-10	〃	加入者が掛金の運用の指図を行わない場合、①他の制度等から移換した資産、②事務費徴収のために個人別管理資産を売却した際の余	①～③いずれも法第25条の2の要件をみたせば可能であるが、規約にその取扱いを明記すること。	法25条の2、54条の3、	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧			
		<p>剰金、③除外された運用の方法に充てられた資産に、指定運用方法を適用することは可能か。</p> <p>※ここでいう除外された運用の方法には法第26条第1項における「同意を得ることによる除外」だけでなく、法第26条第1項のただし書きにおける「当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により運用の方法を除外するとき」も含む。</p>	<p>74条の3、81条、82条の2</p>				
148-11	〃	<p>以下の取り扱いが可能か。</p> <p>1. 指定運用方法の提示を終了する場合 既に当該指定運用方法を選択したとみなされた者がいる場合には、当該指定運用方法による配分指定を引き続き有効とする</p> <p>2. 指定運用方法を変更する場合 ①既に当該指定運用方法を選択したとみなされた者がいる場合には、当該指定運用方法による配分指定を引き続き有効とする ②特定期間中の者（猶予</p>	<p>1～4すべて可能。なお、1及び2は前の指定運用方法が通常の運用の方法として提示されることが前提。</p> <p>〃</p>	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧			
		<p>期間中の者も含む) がある場合には、期日管理を中止し、変更後の初回掛金より再度特定期間の期日管理を開始する</p> <p>3. 特定期間を変更する場合</p> <p>①既に特定期間中の者がいる場合には、当該加入者の特定期間は変更前の期間で管理する</p> <p>②変更後に特定期間の期日管理を開始する者がいる場合には、変更後の特定期間で管理する</p> <p>4. 猶予期間を変更する場合</p> <p>①既に猶予期間中の者がいる場合には、当該加入者の猶予期間は変更前の期間で管理する旨</p> <p>②既に特定期間中の者がいる場合には、当該加入者の特定期間経過後の猶予期間は変更前の期間で管理する</p> <p>③変更後に特定期間の期日管理を開始する者がいる場合には、特定期間終了後の猶予期間は変更後の期間で管理する</p>					

新					旧				
		る							
148 -12	運用の方法 の除外	第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)前の掛金に係る運用の方法の除外は、除外運用方法指図者の3分の2以上の同意で除外可能か。	除外運用方法指図者の3分の2以上の同意を得た場合であっても、全員同意がなければ、施行日前の掛金で購入された運用の方法は除外されず当該運用の方法により運用が継続される。全員同意の場合は、施行日前の掛金で購入された運用の方法も全て除外される。	法26条 附則5 条2項		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148 -13	〃	第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)前の掛金等に係る残高がある商品の除外に関して同意を取得する際、いわゆる施行日後の「みなし同意(同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、同意をしたものとみなすことができる)」は、全員同意を必要とする施行日前の掛金で購入された商品の除外には適用されないという理解でよいか。	よい。	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148 -14	〃	定期預金のように、満期を迎えると、新たな預入日の残高として運用を継続する商品がある。このような商品残高を運用継続している場合、除外日以降に満期を迎え、新たな預入日の残高として運用を継続するケー	よい。	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧				
		<p>スが発生する。この新たな預入日の残高も「除外前掛金等を原資とする残高」であることに変わりないため、『運用継続』することとしてよいか。</p>						
148-15	//	<p>利率保証期間のある保険商品（G I C保険）が除外運用方法指図者の3分の2以上の同意により除外された場合、除外時点ですでに年金受給権（給付裁定時に確定した年金支給期間（終身含む）および年金額）を取得し『開始後商品（確定年金や終身年金等の年金給付専用商品）』により年金給付を受けている者については、除外前と同様の条件で年金受取りが可能か。</p>	<p>既に『開始後商品（確定年金や終身年金等の年金給付専用商品）』により年金給付を受けている者にとっては、当該商品は年金の支給方法となっていることから、除外前と同様の条件で受取可能。ただし、既に『開始前商品（分割取崩型商品）』により年金給付を受けている者は、分割取崩型商品により運用を継続しながら給付を受けており年金額が確定している訳ではないため、除外前と同様の条件で年金受取りは出来ない。</p>	//	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-16	//	<p>3分の2同意で運用の方法を除外した場合、第4号施行日（2018（平成30）年5月1日）前掛金に係る部分を、具体的にどのように算定するのか。</p>	<p>除外運用方法指図者にとって合理的な方法であれば、可。</p>	//	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-17	//	<p>除外する運用の方法の購入受付停止が可能となる日は、この“3分の2同意が取得できた日”との理解で</p>	<p>除外する運用の方法の購入受付停止が可能となる日は、3分の2以上の同意が取得できた日以降。</p>	法26条1項	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧				
148-18	//	<u>よいか。</u> 第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)後に運用の方法の除外を行うに当たって、特定の基準日を定め、その時点での除外運用方法指図者に除外同意を得るという理解でよいか。(同意を取得している間に当該商品の新規購入者が発生した場合、その者は除外の要件である3分の2同意の分母にも分子にも算入されない理解でよいか。)	<u>よい。なお、そのような加入者が発生しないよう、除外に当たっては、あらかじめ加入者に除外を行う旨やそのスケジュールについて周知を行うとともに、その周知から基準日まで適当な期間を確保するようにすること。</u>	//	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-19	//	<u>同意確認の通知は除外運用方法指図者一人ひとりへの個別通知を想定しているものと思われるが、DC加入者専用WEBサイト等による一斉周知も認められるか。また、除外完了の通知についても、DC加入者専用WEBサイト等による一斉周知は認められるか。</u>	<u>一斉周知は認められない。同意確認の通知および除外完了の通知とも、除外運用方法指図者各自への通知が必要。</u>	//	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-20	//	<u>運用の方法を除外した後、除外商品に充てられていた資産に指定運用方法又は掛金の配分指定が適用されない場合、その資産の管理はどうなるのか。</u>	<u>法8条に基づく資産管理機関にて資産管理契約の定めに従った管理(銀行勘定貸、預金等)が行われることになる。</u>	法26条	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-21	//	<u>例えば「商品A90%、商品B(除外商品)10%」</u>	<u>商品Bが除外されるのであれば、商品Bに係る10%</u>	//	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧				
		<u>の配分指定の場合、除外後の配分指定はどうなるのか。</u>	<u>の運用の指図のみ運用の指図が行われなくなる。</u>					
<u>148-22</u>	//	<u>指定運用方法は、第4号施行日（2018（平成30）年5月1日）後に納付された掛金で購入された除外商品の売却によって発生する未指図資産、及び商品除外後に納付された掛金のうち除外商品に対する配分指定部分から発生する未指図資産の両方に適用されるか。</u>	<u>法25条の2の要件をみたせば両方に適用される。また、ここでいう運用の方法の除外には法第26条第1項における「同意を得ることによる除外」だけでなく、法第26条第1項のただし書きにおける「当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により運用の方法を除外するとき」も含まれる。</u>	<u>法26条</u>	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
<u>148-23</u>	//	<u>3分の2同意（全員同意は除く。）の場合の除外の取扱は、下記のとおりでよいか。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・第4号施行日（2018（平成30）年5月1日）前に<u>拠出されたものは、除外日後も当該商品で継続運用する。</u> ・<u>施行日と除外日の間に拠出されたものは、除外日以降に現金化する。</u> ・<u>除外日後に拠出されたものは、既に商品がないので現金で管理する</u> ・<u>指定運用方法が提示されれば指定運用方法が適用</u> 	<u>よい。</u>	//	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧				
		される						
148 -24	〃	3分の2同意（全員同意は除く。）の場合、第4号施行日（2018（平成30）年5月1日）後除外日までに拠出されたものを、除外された商品で継続運用することは可能か。	不可。	〃	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148 -25	〃	法令解釈通知第6-1（4）の「仮に除外時まで運用の指図の変更が行われなかった場合において、指定運用方法が提示されたときは、～当該指定運用方法を運用の方法とする指図を行なったものとみなされること」とは、法改正前に資格取得した加入者にも適用されるか。	第4号施行日（2018（平成30）年5月1日）後に除外が行われた場合は、そのとおり。	法26条、法令解釈通知第6-1（4）	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148 -26	〃	商品除外の際、運用の指図がない場合、指定運用方法ではなく、除外する商品と類似の商品に預け替え（スイッチング）する取扱にすることは認められるか。	認められない。	法26条	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148 -27	〃	除外する商品が法23条1項の上限が課される商品数に含まれなくなるのは、どの段階か。	3分の2同意が取得できた日。	〃	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148 -28	〃	除外運用方法指図者とは、すでに対象商品について一定の残高を保有している加	除外運用方法指図者とは、加入者等のうち除外商品の残高を保有している者、除	〃	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧				
		<u>入者であって、対象商品に配分指定しているが残高を保有しない加入者は同意取得の対象外との理解でよいか。</u>	<u>外商品を配分指定している者及び除外商品に預け替え（スイッチング）の指図をしている者をいう。</u>					
<u>148-29</u>	〃	<u>『除外運用方法指図者の氏名や住所情報』をRKから運用関連運営管理機関に提供することは、DC法99条2項に該当するため、加入者等からの同意は不要だとの認識でよいか。また、「運用の方法の除外を行うこと及びその理由や方法（いつの時点の加入者を基準にするのか含む）」については、除外対象者だけでなく全員に情報提供が必要だと考えるが、『全員の氏名や住所情報』をRKから運用関連運営管理機関に提供することも同様にDC法99条2項に該当するため、加入者等からの同意は不要という理解でよいか。</u>	<u>業務の遂行に必要な範囲であればよい。</u>	<u>法26条、99条</u>	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
<u>148-30</u>	〃	<u>運用関連運営管理業務を運営管理機関に委託している事業主から除外運用方法指図者に対する通知は認められるか。</u>	<u>認められない。なお、企業型運用関連運営管理機関等の責任のもと、当該通知を事業主経由で配付することは考えられるが、その際には、個人に関する情報が事業主に漏れないよう、配付</u>	〃	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧					
			物の内容がわからないようにする等の工夫が必要。						
148-31	〃	法24条に規定された『運用の方法に係る情報の提供』の際に、併せて「法26条1項の規定により運用の方法を除外した旨」を加入者等に情報提供することで、法26条3項の通知を代替する取扱は可能か。	不可。	法26条3項		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-32	〃	運用の方法の除外に係る公告は、運営管理機関のWEBサイトやインターネットの企業専用ページ等での公告とすることは認められるか。	運用指図者も含めて除外運用方法指図者が問題なく見ることができるのであれば、運営管理機関のWEBサイトやインターネットの企業専用ページ等での公告とすることも問題ない。	法26条4項規則20条の3		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-33	個人別管理資産額の通知	電磁的方法による加入者への通知に関する同意の取得方法として、加入者が承諾しない場合のみ加入者から非同意の申出をするという方法は認められるか。	認められない。	法27条	148-1	個人別管理資産額の通知	電磁的方法による加入者への通知に関する同意の取得方法として、加入者が承諾しない場合のみ加入者から非同意の申出をするという方法は認められるか。	認められない。	〃
148-34	〃	規則21条3項1号イ及びロについて、 ①イは、個人別管理資産等が記載されたPDFファイルなどをメールにより送信する方法 ②ロは、運営管理機関のホームページに加入者がアクセスし、個人別管理資産等	①イについては、電子メールなどで加入者のパソコン等に電磁的記録を送信する方法 ②ロについては、運営管理機関のホームページに電磁的記録を掲載し、それを加入者等がダウンロードできる状態に置く方法となる。	〃	148-2	〃	規則21条3項1号イ及びロについて、 ①イは、個人別管理資産等が記載されたPDFファイルなどをメールにより送信する方法 ②ロは、運営管理機関のホームページに加入者がアクセスし、個人別管理資産等	①イについては、電子メールなどで加入者のパソコン等に電磁的記録を送信する方法 ②ロについては、運営管理機関のホームページに電磁的記録を掲載し、それを加入者等がダウンロードできる状態に置く方法となる。	〃

新				旧					
		が記載されたPDFファイルなどをダウンロードして確認する方法を想定しているのか。	いずれにせよ、「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成28年厚生労働省告示第290号)に沿って、実施する必要がある。			が記載されたPDFファイルなどをダウンロードして確認する方法を想定しているのか。	いずれにせよ、「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成28年厚生労働省告示第290号)に沿って、実施する必要がある。		
151-4	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	151-4	加入者記録の提供 加入者等期間証明書は、「60歳に達した日の前日が属する月」の翌日を過ぎた者から請求があった場合のみ、発行することでよいか。	よい。 ただし、事前に申請を受け付ける等、60歳以降すぐに発行できる体制の整備が必要。	改正省令附則4条	
151-5	加入者記録の提供	裁定に必要な記録の提供を求めるため、裁定請求を受けた記録関連運営管理機関又は特定運営管理機関から、当該請求者の個人情報(氏名、性別、生年月日、基礎年金番号、住所等)を他の記録関連運営管理機関又は特定運営管理機関に対し、本人の同意なく提供することは、個人情報保護の観点から問題ないのか。	問題ない。 法99条2項における「業務の遂行に必要な範囲内」に該当する。	法99条2項規則22条の2	151-5	” 裁定に必要な記録の提供を求めるため、裁定請求を受けた記録関連運営管理機関又は特定運営管理機関から、当該請求者の個人情報(氏名、性別、生年月日、基礎年金番号、住所等)を他の記録関連運営管理機関又は特定運営管理機関に対し、本人の同意なく提供することは、個人情報保護の観点から問題ないのか。	問題ない。 ① 法99条2項における「業務の遂行に必要な範囲内」に該当する。	法99条2項規則22条の2	
155	”	確定拠出年金制度においては、障害等級に1度該当すれば、その後に障害等級に該当することがなくなっても支給停止とならないと解してよいか。	よい。	法37条 法令解釈通知第7	155	” 確定拠出年金制度においては、障害等級に1度該当すれば、その後に障害等級に該当することがなくなっても支給停止とならないと解してよいか。	よい。	法37条 通達第4	
157	事業主の行為準則 (忠実義務)	事業主は、運営管理機関及び資産管理機関からどのような内容について報告を受	委託業務内容全般。 なお、事業主は、制度の現状や課題等を十分把握すべ	法43条1項 法令解	157	事業主の行為準則 (忠実義務)	事業主は、運営管理機関及び資産管理機関からどのような内容について報告を受	委託業務内容全般。 なお、事業主は、制度の現状や課題等を十分把握すべ	法43条1項 通達第

新				旧					
	の内容)	ければよいか。	きであり、例えば次のような内容について運営管理機関に依頼し、報告を受けることが望ましい。 ・資産規模 ・運用利回り（プラン全体、運用商品毎） ・加入者等の運用利回りの分布等	積通知 第 9 - 1 (1) ⑥		の内容)	ければよいか。	きであり、例えば次のような内容について運営管理機関に依頼し、報告を受けることが望ましい。 ・資産規模 ・運用利回り（プラン全体、運用商品毎） ・加入者等の運用利回りの分布等	6 - 1 (1) ⑥
158	”	「緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある運営管理機関又は資産管理機関（運営管理機関又は資産管理機関と緊密な資本又は人的関係のある法人を含む。）」というのは、「緊密な資本関係又は人的関係がある法人と緊密な資本又は人的関係のある運営管理機関又は資産管理機関」を含むか。	含む。	法 4 3 条 1 項 法令解釈 積通知 第 9 - 1 (1) ①	158	”	「緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある運営管理機関又は資産管理機関（運営管理機関又は資産管理機関と緊密な資本又は人的関係のある法人を含む。）」というのは、「緊密な資本関係又は人的関係がある法人と緊密な資本又は人的関係のある運営管理機関又は資産管理機関」を含むか。	含む。	法 4 3 条 1 項 通達第 6 - 1 (1)
		「合理的な理由がある場合に限られる」とあるが、A 運営管理機関と B 運営管理機関の価格において A 運営管理機関の方が手数料が安いとしても、その他の項目において B 運営管理機関が勝っているために B 運営管理機関を選任することも合理的であると解してよい	総合的に判断する。ただし、事業主だけで判断するのではなく、労使で判断すること。（規約事項）				「合理的な理由がある場合に限られる」とあるが、A 運営管理機関と B 運営管理機関の価格において A 運営管理機関の方が手数料が安いとしても、その他の項目において B 運営管理機関が勝っているために B 運営管理機関を選任することも合理的であると解してよい	総合的に判断する。ただし、事業主だけで判断するのではなく、労使で判断すること。（規約事項）	

新				旧					
159	事業主の行為準則(個人情報保護義務の内容)	か。		159	事業主の行為準則(個人情報保護義務の内容)	か。			
		法令解釈通知第9-1(2)①アの「個人別管理資産額に関する情報」とは、どのような情報を指すのか。	資産額等が、脱退一時金の受給要件の範囲内(法附則2条の2の場合は1万5千円以下、法附則3条の場合は25万円以下又は通算拠出期間が3年以下)にあるか否かの情報を指しており、具体的な資産額そのものは該当しない。			法43条2項、附則3条、法令解釈通知第9-1(2)	通達第6-1(2)①アの「個人別管理資産額に関する情報」とは、どのような情報を指すのか。	資産額等が、脱退一時金の受給要件の範囲内(法附則2条の2の場合は1万5千円以下、法附則3条の場合は25万円以下又は通算拠出期間が3年以下)にあるか否かの情報を指しており、具体的な資産額そのものは該当しない。	法43条2項、附則3条、通達第6-1(2)
		また、「退職により資格を喪失した者」には、退職予定者も含まれるか。	含まれる。				また、「退職により資格を喪失した者」には、退職予定者も含まれるか。	含まれる。	
		(2)①イの「氏名や住所等の情報」には、氏名・住所以外にはどのような情報が該当するか。	電話番号やメールアドレス等が該当する。				(2)①イの「氏名や住所等の情報」には、氏名・住所以外にはどのような情報が該当するか。	電話番号やメールアドレス等が該当する。	
	事業主が、運営管理機関から取得した個人情報を取得した目的以外で使用してもよいか。	不可。			事業主が、運営管理機関から取得した個人情報を取得した目的以外で使用してもよいか。	不可。			
160	事業主の行為準則 (自社株式の推奨等の禁止)	事業主が運用関連運営管理機関の選択に当たる時に、その運営管理機関の選定した運用方法に自社株式が無いことを理由に(もしくは自社株式は扱えないことを理由に)、選択からはずすことはよいか。	事業主は加入者の利益をもつぱら図るべきであり、この理由では選択からはずすことはできない。	法43条3項 法令解釈通知第9-1(3)	160	事業主の行為準則 (自社株式の推奨等の禁止)	事業主が運用関連運営管理機関の選択に当たる時に、その運営管理機関の選定した運用方法に自社株式が無いことを理由に(もしくは自社株式は扱えないことを理由に)、選択からはずすことはよいか。	事業主は加入者の利益をもつぱら図るべきであり、この理由では選択からはずすことはできない。	法43条3項 通達第6-1(3)
177	''	年金制度における加入者拠出分の「原資とする部分」は、払込掛金累計額として	掛金+利息。	法54条 令22	177	''	年金制度における加入者拠出分の「原資とする部分」は、払込掛金累計額として	掛金+利息。	法54条 令22

新				旧				
		よいか。	条1項 法令解 釈通知 第8			よいか。	条1項 通達第 5	
203	”	退職一時金から分割移換を行う際に考慮する利子相当額を計算する場合の「移行日から資産の移換を受ける最後の年度までの期間に応ずる利子に相当する額」とは、移行日が属する月から起算して、各年度の受入期日の属する月までの間の期間の利息を移行日における厚生労働大臣が定める利率で「月」複利で計算を、最後の年度分まで合算した額という理解でよいか。	法54条 法令解 釈通知 第8-2	203	”	退職一時金から分割移換を行う際に考慮する利子相当額を計算する場合の「移行日から資産の移換を受ける最後の年度までの期間に応ずる利子に相当する額」とは、移行日が属する月から起算して、各年度の受入期日の属する月までの間の期間の利息を移行日における厚生労働大臣が定める利率で「月」複利で計算を、最後の年度分まで合算した額という理解でよいか。	法54条 通達第 5-2	
208	他制度の資産移換 (資産受入日)	法令解釈通知にて、移換金の移換日は年金規約に定めることとされているが、年金規約申請日においては移換日が確定できないケースもあるので次の記載でよいか。 ① (例) 確定給付企業年金の規約変更時の属する月の翌々月末日までの事業主が指定した日とする ② (例) 確定給付企業年金の清算終了日とする。 ③ (例) 退職金共済の解約	法54条 令22 条2項	208	他制度の資産移換 (資産受入日)	通達にて、移換金の移換日は年金規約に定めることとされているが、年金規約申請日においては移換日が確定できないケースもあるので次の記載でよいか。 ① (例) 確定給付企業年金の規約変更時の属する月の翌々月末日までの事業主が指定した日とする ② (例) 確定給付企業年金の清算終了日とする。 ③ (例) 退職金共済の解約 手当金相当額引渡し申出日	⑤ 移換日は確定できるため、不可。 ⑥ 可。 移換日は確定できるため、不可。具体的日付を明記しなければならない。	法54条 令22 条2項

新					旧				
		手当金相当額引渡し申出日の翌々月の末日（金融機関の休業日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日）					の翌々月の末日（金融機関の休業日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日）		
227	〃	農協の職員や私学職員（私学共済加入者）の個人型DCへの加入は可能か。	可能。（ただし、企業型DCを行っている場合は、個人型DCと同時加入可能な旨を企業型規約に定めている必要がある。）	〃	227	<u>個人型年金加入者資格</u>	農協の職員や私学職員（私学共済加入者）の個人型DCへの加入は可能か。	可能。（ただし、企業型DCを行っている場合は、個人型DCと同時加入可能な旨を企業型規約に定めている必要がある。）	〃
230-1	〃	平成29年1月1日施行の改正で令35条及び規則38条を削除するのはなぜか。	平成29年1月1日施行の法改正により、個人型DCは、企業の支援を受けられない者に対する限定的な措置という従来の考え方から転換し、対象者を限定せずに個人の自助努力を支援する制度となったことから、個人型DCの加入対象外の者を規定した令35条及び規則38条を削除したもの。		230-1	〃	平成29年1月1日施行の改正で令35条及び規則38条を削除するのはなぜか。	平成29年1月1日施行の法改正により、個人型DCは、企業の支援を受けられない者に対する限定的な措置という従来の考え方から転換し、対象者を限定せずに個人の自助努力を支援する制度となったことから、個人型DCの加入対象外の者を規定した令35条及び規則38条を削除したもの。	<u>令35条</u> <u>規則38条</u>
<u>232-1</u>	<u>中小事業主掛金納付制度</u>	<u>中小事業主掛金納付制度の実施要件である使用する第一号厚生年金被保険者の数が100人以下であることについて、2以上の厚生年金適用事業所の事業主が同じ場合、それぞれの厚生年金適用事業所において使用する第一号厚生年金被保険者の数が100人以下であればよいか。</u>	<u>同一事業主のすべての厚生年金適用事業所において使用される第一号厚生年金被保険者の数の総数が100人以下である必要がある。</u>	<u>法55条2項</u> <u>法令解釈</u> <u>第2-1</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧				
232 -2	//	中小事業主掛金の拠出を始める場合、厚生労働大臣と国民年金基金連合会のそれぞれに届け出る必要があるのか。	厚生労働大臣と国民年金基金連合会のそれぞれに届け出る必要があるが、届出は、国民年金基金連合会にまとめて届け出ればよい。	法 6 8 条の 2 6 項 規則 5 6 条の 8	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
232 -3	//	中小事業主掛金を拠出している場合であって、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が 100 人を超えているかの確認は、どのように行うのか。	毎年事業主が提出する、規則様式第十号により確認する。	法 6 8 条の 2 7 項 規則 5 6 条の 6 3 項	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
232 -4	//	中小事業主掛金を拠出している場合であって、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が 100 人を超えたときは、中小事業主掛金の拠出を終了しなければならないのか。	将来に亘って恒常的に 100 人を超えることが見込まれるときは、中小事業主掛金の拠出を終了する必要がある。	法 5 5 条 2 項 4 号の 2	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
232 -5	//	個人型年金加入者掛金の納付を加入者個人の口座からの引落とし（個人払込）としている者に対して、中小事業主掛金を拠出することはできるか。	中小事業主掛金の拠出は、事業主を介して納付する場合（事業主払込）に限られることから、個人払込により納付している者には中小事業主掛金の拠出はできない。（掛金の納付方法を事業主払込に変更する必要がある。）	法 6 8 条の 2 1 項	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
232 -6	//	中小事業主掛金の拠出対象者に一定の資格を定める場合の一定の資格は、企業型	中小事業主掛金の拠出対象者に一定の資格を定める場合は、「一定の職種」又は「一	法 6 8 条の 2 2 項	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧					
		<u>年金における一定の資格と同様と考えてよいか。</u>	<u>定の勤続年数」によるものとする。</u>	法令解釈通知 2-2					
232-7	//	<u>個人型年金加入者掛金の上限は、企業型年金における加入者掛金と同様、中小事業主掛金の額を超えて拠出することはできないのか。</u>	<u>中小事業主掛金と個人型年金加入者掛金の額の総額が、個人型年金の拠出限度額の範囲内であれば、加入者掛金の額が中小事業主掛金の額を超えていても問題ない。</u>	法69条		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
232-8	//	<u>中小事業主掛金の額が引き上げられること(拠出することとなった場合を含む。)により、中小事業主掛金と加入者掛金の額の総額が個人型年金の拠出限度額を超える場合、個人型年金加入者は、加入者掛金額変更届を届出し、拠出限度額の範囲内となるよう、加入者掛金を引下げる必要があるのか。</u>	<u>加入者掛金額変更届の提出がなくても、中小事業主掛金と加入者掛金の額の総額が拠出限度額の範囲内となるよう、自動的に加入者掛金が引下げられる。</u>	法69条		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
233-1	//	①企業型DC規約において「事業主掛金のみ拠出(マッチング拠出なし、個人型DC加入あり)」とした場合であって、例えば、転職先に企業型DCはあるが個人型DCへの加入を認めないときは、 ・転職前に加入していた個人型DCの資産を転職先の	①②ともに、加入者が選択可能。なお、①で加入者が個人型DCの資産を転職先の企業型DCに移換することを選択しなかった場合は個人型DCの運用指図者となり、②で加入者が企業型DCの資産を個人型DCに移換することを6月以内に選択しなかった場合は法第	法80条	233-1	//	①第4号施行日までの間は、企業型DC規約において「事業主掛金のみ拠出(マッチング拠出なし、個人型DC加入あり)」とした場合であって、例えば、転職先に企業型DCはあるが個人型DCへの加入を認めないときは、 ・転職前に加入していた個	①②ともに、任意の選択ではなく、企業型DCに移換になる。	法80条

新				旧					
		<p>企業型DCに移換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転職先の企業型DCには移換せず個人型DCの運用指図者となる <p>のいずれかを、加入者個人が選択できると考えてよいか。</p> <p>② また、例えば、転職先においても「事業主掛金のみ拠出（マッチング拠出なし、個人型DC加入あり）」の場合については、転職前に加入していた企業型DCの資産は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転職先の企業型DCに全額を移換 ・転職後も加入し続ける個人型DCに全額を移換 ・個人型DCに資産を移換し、企業型加入者かつ個人型運用指図者となる <p>のいずれかを加入者個人が選択できると考えてよいか。</p>	<p><u>80条第2項により転職先の企業型DCに移換される。</u></p>			<p>人型DCの資産を転職先の企業型DCに移換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転職先の企業型DCには移換せず個人型DCの運用指図者となる <p>のいずれかを、加入者個人が選択できると考えてよいか。</p> <p>②また、<u>第4号施行日までの間は、</u>例えば、転職先においても「事業主掛金のみ拠出（マッチング拠出なし、個人型DC加入あり）」の場合については、転職前に加入していた企業型DCの資産は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転職先の企業型DCに全額を移換 ・転職後も加入し続ける個人型DCに全額を移換 ・<u>転職先の企業型DCと転職後も加入し続ける個人型DCの両方に分けて移換</u> <p>のいずれかを加入者個人が選択できると考えてよいか。</p>			
233 -2	”	<p>「A社の企業型DC加入者であって個人型DC加入者でない者（非障害）」が、転職日に「B社の企業型DC加入者かつ個人型DC加入者」となった場合、A社の</p>	<p><u>企業型DCに移換するか、個人型DCに移換するかは加入者が選択可能。ただし、6月以内に移換の申出をしなかった場合は、法第80条第2項により企業型DC</u></p>	<p>法80条 82条 83条</p>	233 -2	”	<p><u>第4号施行日（公布2年内施行日）以前において、「A社の企業型DC加入者であって個人型DC加入者でない者（非障害）」が、転職日に「B社の企業型DC加入</u></p>	<p><u>当該ケースであれば、法80条が適用される。</u></p>	<p>法80条 法81条 法82条</p>

新				旧				
		企業型DCの資産は法80条1項1号（B社企業型DCへ移換）及び法82条1項（個人型DCへの移換）に同時に該当するが、法80条による移換は法82条や法83条による移換よりも優先されるのか。	<u>に移換される。</u>			者かつ個人型DC加入者」となった場合、A社の企業型DCの資産は法80条1項1号（B社企業型DCへ移換）及び法81条1項（個人型DCへの移換）に同時に該当するが、法80条による移換は法81条や法82条による移換よりも優先されるのか。		
233-3	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	233-3	第4号施行日以前において、DC加入者が、企業型DCと個人型DCの双方に加入可能な企業に転職した場合、どちらに資産を移換するのか。	転職前に加入していたDCが企業型であった場合は企業型DCに移換され、転職前に加入していたDCが個人型であった場合は企業型DCに資産を移換するか否かを選択することとなる。	法80条規則63条改正政令（注3、以下同）7条
233-4	”	①企業型DC加入者となっても、個人型（加入者、運用指図者）に資産を残してもよいか。 ②また、企業型DC規約において、企業型に資産を移換するか否かを定めることは可能か。	①よい。ただし、企業型DCが個人型同時加入を認めていない場合、個人型DCは運用指図者となる。なお、移換申出により、企業型DCへの移換も可能。 ②不可。企業型DCへの移換の申出があれば、移換を受け入れなければならない。	法80条	233-4	①企業型DC加入者となっても、個人型（加入者、運用指図者）に資産を残してもよいか。 ②また、企業型DC規約において、企業型に資産を移換するか否かを定めることは可能か。	①個人型DC加入者となることのできる企業型DC加入者の資格を取得した場合であれば、本人の申出により、個人型に資産を残すことは可能。一方、個人型DC加入者となることのできない企業型DC加入者の資格を取得した場合であれば、企業型に資産を移換するものとされている。 ②不可。	改正政令7条、8条

新				旧					
233 -5	〃	企業型DC規約において「事業主掛金のみ拠出（マッチング拠出なし、個人型DC加入あり）」とした場合で、例えば、企業を退職し企業型DCの加入者資格を喪失した際に個人型DCに加入している場合においては、当該加入している個人型DCに企業型DCの資産を移換することになると考えてよいか。	申出により個人型DCに移換可能。ただし、6月以内に移換の申出をしなかった場合は、自動的に加入している個人型DCに移換される。	法82条 83条	233 -5	〃	第4号施行日までの間は、企業型DC規約において「事業主掛金のみ拠出（マッチング拠出なし、個人型DC加入あり）」とした場合で、例えば、企業を退職し企業型DCの加入者資格を喪失した際に個人型DCに加入している場合においては、当該加入している個人型DCに企業型DCの資産を移換することになると考えてよいか。	例示のような場合、申出によって個人型DCに移換になる。	改正政令7条、8条
233 -6	〃	企業型DC加入者かつ個人型DC運用指図者が資格喪失年齢到達または障害となった以降に企業型DC加入資格を喪失した場合に、企業型DCの資産を当該企業型DCに留めることができるか。	企業型運用指図者として、留めることができる。	法15条	233 -6	〃	第4号施行日までの間は、企業型DC加入者かつ個人型DC運用指図者が60歳到達または障害となった以降に企業型DC加入資格を喪失した場合に、企業型DCの資産を当該企業型DCに留めることができるか。	企業型運用指図者として、留めることができる。	法15条 改正政令10条
234	〃	令45条の2において、「個人別管理資産の移換は、・・・6月以内に行う」とされているが、どのような事情があった場合でも、企業型年金終了後6か月以内に国民年金基金連合会に資産移換しなければならないのか。	企業型年金終了後6か月以内に、他の企業型年金、個人型年金、確定給付企業年金又は中小企業退職金共済への資産移換手続きをしない場合、個人別管理資産は、企業型年金の加入者などである場合には企業型年金に、個人型年金の加入者等である場合には個人型年金に、それ以外の場合は規則	法80条 82条 83条 令45条の2	234	〃	令45条の2において、「個人別管理資産の移換は、・・・6月以内に行う」とされているが、どのような事情があった場合でも、企業型年金終了後6ヶ月以内に国民年金基金連合会に資産移換しなければならないのか。	企業型年金終了後6ヶ月以内に、他の企業型年金又は国民年金基金連合会への資産移換手続きをしない場合、個人別管理資産は、強制的に国民年金基金連合会へ移換されることとなる。よって、「6月」は、自ら資産移換手続きを取ることができる基準を示すものである。	法83条1項 令45条の2

新				旧				
			第15条の2第1項第3号に規定する連合会移換者として国民年金基金連合会に、自動的に移換されることとなる。よって、「6月」は、自ら資産移換手続きを取ることができる基準を示すものである。					
234 -1	個人別管理資産の移換(退職金共済)	企業型DCから退職金共済へ資産移換が可能な事業再編とは具体的にはどういったものか。	例えば、株式会社同士の事業再編としては、会社法に基づく合併、会社分割及び事業譲渡等の行為であるが、必ずしも会社法による事業再編に限るものではなく、法令に基づいた同等の行為であれば認められる。なお、判断に迷う場合は、厚生局に問合せ願いたい。	法54条の5規則31条の5	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
234 -2	〃	合併等の事業再編に伴い企業型DCから退職金共済に資産を移換する場合において、当該資産移換を望まない従業員は引き続き企業型DCを続けられるか。	企業型DCを続けられるかどうかは企業型DCの加入者範囲によることから一概には言えないが、企業型DCの資産を退職金共済に移換するかどうかは個人の希望によって選択が可能。	法54条の5法3条3項6号 法令解釈通知第1-1(2)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
234 -3	〃	第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)から新たに企業型DCから退職金共済へ合併等の事業再編があった場合に資産移換が可能	不可。	改正法附則5条4項	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
		<u>となったが、施行日前の合併等を契機として資産移換することは可能か。</u>							
<u>234</u> <u>-4</u>	<u>個人別管理資産の移換（確定給付企業年金）</u>	<u>第4号施行日（平成30）年5月1日）から新たにDCからDBへの資産移換が可能となったが、DCから企業年金連合会への資産移換も可能か。</u>	<u>不可。</u>	<u>法54条の4</u> <u>法74条の4</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
<u>234</u> <u>-5</u>	<u>〃</u>	<u>DCからDBに資産を移換する場合に移換申出の期限はあるか。</u>	<u>DBへの移換申出の期限はないが、企業型DCの資格を喪失して6月が経過してもなお移換先の選択を行わない場合、個人別管理資産は、</u> <u>①転職先の企業が企業型DCも実施している企業であって、当該企業型DCの加入者などである場合には当該企業型DCに、</u> <u>②個人型DCの加入者等である場合には個人型DCに、</u> <u>③それ以外の場合は規則第15条の2第1項第3号に規定する連合会移換者として国民年金基金連合会に、自動的に移換されることに留意が必要。</u>	<u>〃</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
<u>234</u> <u>-6</u>	<u>〃</u>	<u>規則第15条の2第1項第3号に規定する連合会移換者がDBに加入した場合、</u>	<u>可能。</u>	<u>法74条の4</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧					
		<u>DBに資産を移換することは可能か。</u>							
251	”	法22条において、投資教育の対象は「加入者等」となっているが、投資教育の効果を考えると加入前の者への教育も必須と考えられることから、「加入者等」の解釈として、「加入者等となる予定の者」も含まれると考えられないか。	事業主が加入前の従業員に対して投資教育を行うことは法令違反とはならない。運営管理機関が加入予定者に対して投資教育を行う場合においても、事業主と運営管理機関が仮契約を結んでいる等、双方において契約の意思があることが認められる場合には、 <u>法令解釈通知第3-2(1)</u> で規定されている「加入時」として取り扱っても差し支えない。	”	251	”	法22条において、投資教育の対象は「加入者等」となっているが、投資教育の効果を考えると加入前の者への教育も必須と考えられることから、「加入者等」の解釈として、「加入者等となる予定の者」も含まれると考えられないか。	事業主が加入前の従業員に対して投資教育を行うことは法令違反とはならない。運営管理機関が加入予定者に対して投資教育を行う場合においても、事業主と運営管理機関が仮契約を結んでいる等、双方において契約の意思があることが認められる場合には、 <u>法令解釈第2.2(1)</u> で規定されている「加入時」として取り扱っても差し支えない。	”
257	運営管理機関の行為準則(個人情報保護義務の内容)	事業主の行う投資教育のために、本人の同意を得ずに運営管理機関が事業主に対して次の情報を提供することは可能か。 (1)個人が特定されていない統計的データ (2)個人の資産額や資産配分等の情報	(1)可能 (2)不可	法99条2項 <u>法令解釈通知第9-2(1)②</u>	257	運営管理機関の行為準則(個人情報保護義務の内容)	事業主の行う投資教育のために、本人の同意を得ずに運営管理機関が事業主に対して次の情報を提供することは可能か。 (1)個人が特定されていない統計的データ (2)個人の資産額や資産配分等の情報	(1)可能 (2)不可	法99条2項 <u>通達第6-2(1)②</u>
		<u>法令解釈通知第9-2(2)②</u> 以外の場合に、本人の同意を得ずに運営管理機関が加入者等の個人情報を事業主に提供することは可能か。	不可。				<u>通達第6-2(2)②</u> 以外の場合に、本人の同意を得ずに運営管理機関が加入者等の個人情報を事業主に提供することは可能か。	不可。	
		記録関連運営管理機関から	提供可能なのは <u>法令解釈通知</u>				記録関連運営管理機関から	提供可能なのは <u>通達6-2</u>	

新				旧					
		事業主に対して個人情報の提供を行う場合に、事業主の求めに応じて運用関連運営管理機関を経由して情報を引き渡してもよいか。	9-2(2)①イの場合に限る。運営経由も可だが、個人情報につき引き渡し方法に留意要。			事業主に対して個人情報の提供を行う場合に、事業主の求めに応じて運用関連運営管理機関を経由して情報を引き渡してもよいか。	(2)①イの場合に限る。運営経由も可だが、個人情報につき引き渡し方法に留意要。		
258	運営管理機関の行為準則(忠実義務の内容)	運営管理機関は、事業主に対して必要に応じて継続教育の実施を助言すべきか。	運営管理機関は、制度の運用の実態等を定期的に把握・分析し事業主に情報提供するとともに、必要な場合には投資教育に関する助言をするよう努めることとされており、継続教育についても同様の対応が必要である。	法99条1項、 <u>法令解釈通知第3-3(2)①</u>	258	運営管理機関の行為準則(忠実義務の内容)	運営管理機関は、事業主に対して必要に応じて継続教育の実施を助言すべきか。	運営管理機関は、制度の運用の実態等を定期的に把握・分析し事業主に情報提供するとともに、必要な場合には投資教育に関する助言をするよう努めることとされており、継続教育についても同様の対応が必要である。	法99条1項、 <u>通達第2-3(2)①</u>
		運営管理機関は、事業主からの依頼があった場合には、運営管理業務に付随する次のような内容について、説明や助言を行うべきか。 ・法令改正内容の説明 ・制度運営上の課題の助言	法令上の運営管理業務ではないが、行うことが望ましい。	法99条1項、 <u>法令解釈通知第9-2(1)</u>		運営管理機関は、事業主からの依頼があった場合には、運営管理業務に付随する次のような内容について、説明や助言を行うべきか。 ・法令改正内容の説明 ・制度運営上の課題の助言	法令上の運営管理業務ではないが、行うことが望ましい。	法99条1項、 <u>通達第6-2(1)</u>	
259	運営管理機関の行為準則(提示の留意点)	提示は必ずしも対面を必要要件としておらず、郵送による提示も認められると解してよいか。	よい。(法令解釈通知で示す様々な方法)	法100条 <u>法令解釈通知第9-2(4)②</u>	259	運営管理機関の行為準則(提示の留意点)	提示は必ずしも対面を必要要件としておらず、郵送による提示も認められると解してよいか。	よい。(通達で示す様々な方法)	法100条 <u>通達第6-2(4)②</u>
260	運営管理機関の行為準則	加入者等に良いこと、悪いことを伝える行為は「推奨」に当たらないと解してよい	禁止行為に当たる。	法100条 <u>法令解</u>	260	運営管理機関の行為準則	加入者等に良いこと、悪いことを伝える行為は「推奨」に当たらないと解してよい	禁止行為に当たる。	法100条 <u>通達第</u>

新				旧					
	(「推奨」「助言」の内容)	か。 運営管理機関として確定拠出年金法や政省令で定められた項目（例えば、過去10年または設定来どちらか短い方の運用実績など）については当然ながら資料も作成するし、加入者への説明も行うが、その他に運用会社が作成する「販売用資料」を配布するのは構わないか。	勧めるものでなければよい。目的、意図だけでなく、資料の内容が勧めるものでないことが条件。	積通知 第9-2(4) ③		(「推奨」「助言」の内容)	か。 運営管理機関として確定拠出年金法や政省令で定められた項目（例えば、過去10年または設定来どちらか短い方の運用実績など）については当然ながら資料も作成するし、加入者への説明も行うが、その他に運用会社が作成する「販売用資料」を配布するのは構わないか。	勧めるものでなければよい。目的、意図だけでなく、資料の内容が勧めるものでないことが条件。	6-2 (4) ③
261	”	運営管理機関が投資教育を実施するにあたり、以下の方法により事例を提示したいと考えているが、法令違反とならないか。 (1) 実在する特定の加入者の資産配分や運用実績について、本人の同意を得た上で資産運用事例として他の加入者等へ提示すること。 (2) 過去の運用実績の推移等を踏まえて、ある特定の時点で高い運用利回りを上げていた資産配分事例を提示すること。 (3) リスク・リターン特性に応じた架空の制度加入者(資産配分モデル)を複数設定し、確定拠出年金制度において採用している運用商	実在する特定の加入者あるいは架空の加入者を用いて、運用実績の事例を提示したり、比較して提示することは問題ない。(1)や(2)のように加入者の実績を事例として提示する場合は、その前提となっている年齢、個人別管理資産額等を明らかにすることが必要と考えられる。(3)のようにシミュレーションとして架空の者を設定して資産配分モデルを提示した場合には、合わせて法令解釈通知にも記載があるように、必ず元本確保型の運用方法のみで運用した場合のモデルを提示する必要がある。 ただし、提示した資産配分	”	261	”	運営管理機関が投資教育を実施するにあたり、以下の方法により事例を提示したいと考えているが、法令違反とならないか。 (1) 実在する特定の加入者の資産配分や運用実績について、本人の同意を得た上で資産運用事例として他の加入者等へ提示すること。 (2) 過去の運用実績の推移等を踏まえて、ある特定の時点で高い運用利回りを上げていた資産配分事例を提示すること。 (3) リスク・リターン特性に応じた架空の制度加入者(資産配分モデル)を複数設定し、確定拠出年金制度において採用している運用商	実在する特定の加入者あるいは架空の加入者を用いて、運用実績の事例を提示したり、比較して提示することは問題ない。(1)や(2)のように加入者の実績を事例として提示する場合は、その前提となっている年齢、個人別管理資産額等を明らかにすることが必要と考えられる。(3)のようにシミュレーションとして架空の者を設定して資産配分モデルを提示した場合には、合わせて法令解釈にも記載があるように、必ず元本確保型の運用方法のみで運用した場合のモデルを提示する必要がある。 ただし、提示した資産配分	”

新				旧					
		品の過去の運用実績データを使用して資産残高の相違等を図表やグラフで提示すること。	モデルの情報により、加入者等に対して、利益が生じることや損失が生じることが確実であると誤解を与えるような場合には、法令に抵触する恐れがある。			品の過去の運用実績データを使用して資産残高の相違等を図表やグラフで提示すること。	モデルの情報により、加入者等に対して、利益が生じることや損失が生じることが確実であると誤解を与えるような場合には、法令に抵触する恐れがある。		
284	”	「勧誘に関する事務」とは具体的に何を指すのか。例えば、顧客が申込をした契約書類を営業職員から受け取って、事務処理をする者を指すのか。	単に事務処理のみを行う者はいわゆる営業職員に当たらない。顧客と接することなく裏方で事務処理を行う者は勧誘に関する事務とは考えない。	法 1 0 0 条 7 号 命令 1 0 条 1 号 法令解 釈通知 第 9 - 2 (5)	284	”	「勧誘に関する事務」とは具体的に何を指すのか。例えば、顧客が申込をした契約書類を営業職員から受け取って、事務処理をする者を指すのか。	単に事務処理のみを行う者はいわゆる営業職員に当たらない。顧客と接することなく裏方で事務処理を行う者は勧誘に関する事務とは考えない。	法 1 0 0 条 7 号 命令 1 0 条 1 号 通達第 6 - 2 (5)